

## 目 次

## 規 則

- 秋田市功労者等の待遇に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第1号）……………2
- 秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則（第2号）……………2
- 秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則（第3号）……………3
- 秋田市消防職員被服貸与規則の一部を改正する規則（第4号）……………3

## 教 委 規 則

- 秋田市立小、中学校管理規則等の一部を改正する規則（第1号）……………3

## 告 示

- 地縁による団体の認可について（第14号）……………4
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第15号）……………4
- 放置自転車等の撤去および保管について（第16号）……………4
- 納税通知書の公示送達について（第17号）……………4
- 納税通知書の公示送達について（第18号）……………5
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第19号）……………5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第20号）……………5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第21号）……………5
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第22号）……………5
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第23号）……………5
- 秋田市議定会定例会の招集について（第24号）……………5
- 差押書の公示送達について（第25号）……………5
- 放置自転車等の撤去および保管について（第26号）……………6
- 生活保護法による介護機関の指定について（第27号）……………6
- 生活保護法による医療機関の指定等について（第28号）……………6
- 担保権設定等財産の差押通知書の公示送達について（第29号）……………6
- 住民票の職権消除について（第30号）……………6
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第31号）……………7
- 介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第32号）……………7
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第33号）……………7
- 介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第34号）……………7
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第35号）……………7

- て（第35号）……………7
- 介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第36号）……………8
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第37号）……………8
- 介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第38号）……………8

## 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第2号）……………8

## 選 管 告 示

- 平成20年1月1日現在で調製した秋田市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について（第2号）……………8
- 農業委員会委員選挙における投票区の区域の一部を定めることについて（第3号）……………8
- 仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙の実施について（第4号）……………9
- 平成20年3月5日執行の仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者ならびに選挙立会人の選任について（第5号）……………9
- 平成20年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第6号）……………10

## 農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第3号）……………10

## 上 水 道 局 告 示

- 指定排水設備工事業者の指定について（第9号）……………10
- 下水道使用料督促状の公示送達について（第10号）……………10
- 指定給水装置工事業者の指定について（第11号）……………10
- 指定排水設備工事業者の指定について（第12号）……………10
- 下水道使用料納入通知書の公示送達について（第13号）……………11
- 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道（臨海処理区）の事業計画の変更について（第14号）……………11
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第15号）……………11

## 選 挙 長 告 示

- 平成20年3月5日執行の仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙における選挙長の事務を行う場所について（第1号）……………11
- 平成20年3月5日執行の仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙の候補者の届出について（第2号）……………12

- 平成20年 3 月 5 日執行の仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙第  
1 選挙区において投票を行わないことについて（第 3 号）…12
- 平成20年 3 月 5 日執行の仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙第  
2 選挙区において投票を行わないことについて（第 3 号）…12
- 平成20年 3 月 5 日執行の仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙第  
3 選挙区において投票を行わないことについて（第 3 号）…12
- 平成20年 3 月 5 日執行の仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙に  
おける選挙会の場所および日時について（第 4 号） ……12

## 公 告

- 差押財産の公売について……………12
- 入札参加希望者の公募について……………13
- 入札参加希望者の公募について……………14
- 入札参加希望者の公募について……………15
- 秋田公立美術工芸短期大学2008年版大学案内パンフレット制作  
委託業務の公募型プロポーザルの実施について……………16
- 予防接種法による平成19年度ポリオ予防接種の実施について  
……………17
- 入札参加希望者の公募について……………17
- 秋田市森林整備計画の変更について……………18
- 入札参加希望者の公募について……………18
- 入札参加希望者の公募について……………19
- 入札参加希望者の公募について……………20
- 入札参加希望者の公募について……………21
- 入札参加希望者の公募について……………22
- 入札参加希望者の公募について……………23
- 入札参加希望者の公募について……………24
- 入札参加希望者の公募について……………25
- 入札参加希望者の公募について……………26
- 入札参加希望者の公募について……………27
- 入札参加希望者の公募について……………28
- 入札参加希望者の公募について……………29
- 土地区画整理事業の施行の認可について……………30
- 入札参加希望者の公募について……………30
- 入札参加希望者の公募について……………31
- 入札参加希望者の公募について……………32
- 入札参加希望者の公募について……………33
- 農用地利用集積計画の策定について……………33
- 入札参加希望者の公募について……………33
- 入札参加希望者の公募について……………34
- 建築基準法による道路の指定について……………35
- 入札参加希望者の公募について……………35
- 入札参加希望者の公募について……………36
- 入札参加希望者の公募について……………37
- 入札参加希望者の公募について……………38
- 入札参加希望者の公募について……………39
- 入札参加希望者の公募について……………41
- 入札参加希望者の公募について……………42
- 入札参加希望者の公募について……………43
- 入札参加希望者の公募について……………44
- 入札参加希望者の公募について……………45
- 秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の縦覧について  
……………46
- 秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の縦覧について  
……………47

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届  
出の関係書類の縦覧について……………47
- 入札参加希望者の公募について……………47
- 入札参加希望者の公募について……………48

## 上下水道局公告

- 一般競争入札の執行について……………49
- 入札参加希望者の公募について……………50
- 一般競争入札の執行について……………51
- 平成19年度下水道の受益者負担金の賦課対象区域について…52
- 一般競争入札の執行について……………53
- 入札参加希望者の公募について……………54
- 一般競争入札の執行について……………55
- 入札参加希望者の公募について……………56
- 一般競争入札の執行について……………57
- 一般競争入札の執行について……………58

## 規 則

秋田市功労者等の待遇に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則をここに公布する。

平成20年 2 月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

### 秋田市規則第 1 号

秋田市功労者等の待遇に関する条例施行規則の一部を改正  
する規則

秋田市功労者等の待遇に関する条例施行規則（平成 2 年秋田市  
規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表功労者の項中「50,000円」を「30,000円」に改め、同表市  
議会議員等の項中

|                                                                                                                              |   |                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------------------|
| <p>「在職年数に10,000円を乗じて得た額。ただし、その額が50,000円を超えるときは、50,000円とする。</p> <p>在職年数に5,000円を乗じて得た額。ただし、その額が30,000円を超えるときは、30,000円とする。」</p> | を | <p>「30,000円</p> <hr/> <p>10,000円</p> <p>」</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------------------|

に改める。

### 附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

秋田市中企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 2 月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

### 秋田市規則第 2 号

秋田市中企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中企業融資あっせん条例施行規則（平成 7 年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「平成14年総務省告示第139号」を「平成19年総務省告示第618号」に、「卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療、

福祉、教育、学習支援業、複合サービス業」を「卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（産業分類の小分類上の区分による旅行業を除く。以下同じ。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業」に改め、「（別掲を除く。）」および「（産業分類の小分類上の区分による旅行業を除く。以下同じ。）」を削り、同条第7号中「卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業」を「卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業」に改める。

別表設備近代化資金の項(1)中「卸売・小売業、飲食店、宿泊業」を「卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業」に改め、同項(2)中「医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業」を「学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業」に改め、同表商店街空き店舗等利用資金の項中「卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業」を「卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業」に改め、同表中小製造業設備資金の項(2)中「卸売・小売業」を「卸売業、小売業」に、「中分類56、57又は59」を「中分類57から60まで」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 2 月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市規則第 3 号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第10号中「平成14年総務省告示第139号」を「平成19年総務省告示第618号」に改め、同号ただし書中「小分類374」を「小分類373」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号、第 3 号および第 4 号中「平成20年 3 月末日」を「平成22年 3 月末日」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

秋田市消防職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 2 月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市規則第 4 号

秋田市消防職員被服貸与規則の一部を改正する規則

秋田市消防職員被服貸与規則（昭和34年秋田市規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表中

|     |     |
|-----|-----|
| 外とう | 1 種 |
|     | 2 種 |

を

「

|     |     |
|-----|-----|
| 外とう | 1 種 |
|     | 2 種 |

に、

|        |
|--------|
| 防寒ブルゾン |
|--------|

」

「

|           |
|-----------|
| 救急防寒ジャンパー |
|-----------|

を

「

|     |
|-----|
| バッグ |
|-----|

」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

## 教 委 規 則

秋田市立小、中学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 2 月26日

秋田市教育委員会

委員長 高 田 生 子

#### 秋田市教委規則第 1 号

秋田市立小、中学校管理規則等の一部を改正する規則

（秋田市立小、中学校管理規則の一部改正）

第 1 条 秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「学校教育法施行規則」を「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）」に、「第48条」を「第63条」に改める。

（学校教育法施行細則の一部改正）

第 2 条 学校教育法施行細則（昭和32年秋田市教委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第15条」を「第28条」に改め、同条第 2 項中「秋田市役所文書取扱規程（昭和48年訓令第 5 号）」を「秋田市教育委員会文書取扱規程（昭和61年秋田市教委訓令第 2 号）」に改める。

第 6 条中「第26条」を「第54条」に改める。

第 7 条中「第28条」を「第58条」に改める。

（秋田市立秋田商業高等学校学則の一部改正）

第 3 条 秋田市立秋田商業高等学校学則（平成 3 年秋田市教委規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「（昭和22年文部省令第11号）」を「（昭和22年文部省令第11条。以下「施行規則」という。）」に、「第65条」を「第104条」に改める。

第 8 条第 1 項中「（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）」を「（施行規則）」に、「第65条」を「第104条」に改める。

（秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院学則の一部改正）

第 4 条 秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院学則（平成 3 年秋田市教委規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第65条」を「第104条」に改める。

（秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部改正）

第 5 条 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則（平成11年秋田市教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第15条」を「第28条」に改める。

第 4 条中「第48条」を「第63条」に改める。

第 6 条第 1 項中「第65条の12」を「第115条」に改める。

（秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の一部改正）

第 6 条 秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則（平成11年秋  
田市教委規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項中「第13条」を「第26条」に改める。

第15条第 3 項中「第65条」を「第104条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 秋田市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第 1 項の規定  
により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定に  
より、次のとおり告示する。

平成20年 2 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 名称  
飛沢町内会
- 2 規約に定める目的  
本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことによ  
り、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とす  
る。
  - (1) 住民相互の連絡・協調に関すること。
  - (2) 環境美化および福利厚生に関すること。
  - (3) 所有財産の維持管理に関すること。
  - (4) その他本会の目的達成に必要なこと。
- 3 区域  
本会の区域は、秋田市河辺三内字飛沢上段、同市河辺三内字  
飛沢下段、同市河辺三内字繋沢下段52番地、58番地 3、61番地  
1 および71番地 1 の区域とする。
- 4 事務所  
秋田市河辺三内字飛沢下段11番地10
- 5 代表者の氏名および住所  
鈴 木 政 紀  
秋田市河辺三内字飛沢下段11番地10
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行  
者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定める解散の事由  
本会は、地方自治法第260条の 2 第15項において準用する民  
法第68条第 1 項第 3 号および第 4 号ならびに第 2 項の規定によ  
り解散する。
- 9 認可年月日  
平成20年 2 月 1 日

### 秋田市告示第15号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田  
市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさば  
き人を次のとおり指定したので告示する。

平成20年 2 月 5 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所お

よび名称

| 指定番号 | 住 所                    | 名 称         |
|------|------------------------|-------------|
| 369  | 秋田市雄和椿川字奥椿岱<br>193番地 3 | SUNSUN ストアー |

### 秋田市告示第16号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例  
第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放  
置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自  
転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項  
の規定により告示する。

平成20年 2 月 5 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数  
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車  
等放置規制区域 8 台  
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車  
等放置規制区域 10 台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成20年 1 月16日から同年 1 月31日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所  
ア 時間 午前10時から午後 7 時まで  
イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車  
場内） 秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成20年 2 月19日から平成20年 8 月19日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還  
申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の  
利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用  
者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属す  
る。
- 4 問い合わせ先  
秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市市民生活部生活総務課 電話866－2035  
秋田市東通仲町 4 番 3 号  
秋田市自転車等保管所 電話834－6497

### 秋田市告示第17号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達でき  
なかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第  
1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受  
けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 2 月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
秋田市金足岩瀬字大表27番地 小 野 透  
秋田市高陽青柳町15番2号  
アリックハウス高陽青柳町103号 細 谷 潤
- 2 送達する書類  
平成19年度市民税・県民税納税変更通知書



**秋田市告示第18号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 2 月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成19年度国民健康保険税納税通知書

**秋田市告示第19号**

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 2 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状

**秋田市告示第20号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年 2 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
古大張野町内会
- 2 認可年月日  
平成16年11月18日
- 3 変更があった事項およびその内容  
区域  
変更前 本会の区域は、河辺町大張野字山根、堤下の区域とする。  
変更後 本会の区域は、秋田市河辺大張野字山根および同市河辺大張野字堤下の区域とする。  
事務所  
変更前 河辺郡河辺町大張野字山根30番地  
変更後 秋田市河辺大張野字山根30番地  
代表者の住所  
変更前 河辺郡河辺町大張野字山根30番地  
変更後 秋田市河辺大張野字山根30番地
- 4 変更年月日  
平成17年 1 月11日
- 5 変更の理由  
住所等の表示の変更による。

**秋田市告示第21号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定

により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年 2 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
平沢自治会
- 2 認可年月日  
平成11年11月 2 日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 牧 野 一 志  
秋田市雄和平沢字田中22番地 1  
変更後 牧 野 和 弘  
秋田市雄和平沢字中嶋17番地 1
- 4 変更年月日  
平成19年12月16日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

**秋田市告示第22号**

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成20年 2 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

| 指定番号 | 住 所                 | 名 称                  |
|------|---------------------|----------------------|
| 370  | 秋田市下新城中野字琵琶沼219番地 7 | ファミリーマート<br>秋田下新城中野店 |

**秋田市告示第23号**

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成20年 2 月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

| 指定番号 | 住 所                 | 名 称       |
|------|---------------------|-----------|
| 371  | 秋田市河辺北野田高屋字櫛表43番地 3 | ローソン秋田河辺店 |

**秋田市告示第24号**

平成20年 2 月25日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成20年 2 月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市告示第25号**

次の差押書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 2 月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
秋田市新屋南浜町 1 番 9 号 高 橋 大 三
- 2 送達する書類名  
差押書 1 通

**秋田市告示第26号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成20年 2 月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数  
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2 台  
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2 台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成20年 2 月 1 日から平成20年 2 月15日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所  
ア 時間 午前10時から午後 7 時まで  
イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成20年 3 月 4 日から平成20年 9 月 4 日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先  
秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市市民生活部生活総務課 電話866－2035  
秋田市東通仲町 4 番 3 号  
秋田市自転車等保管所 電話834－6497

**秋田市告示第27号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年 2 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

| 名 称                | 所 在 地                         | 指 定<br>年月日      |
|--------------------|-------------------------------|-----------------|
| 調剤薬局ツルハ<br>ドラッグ東通店 | 秋田市東通八丁目 1 番31<br>号           | 平成20年<br>1 月31日 |
| 介護サービス和み           | 秋田市八橋大畑二丁目 1<br>番 2 号 星野ビル202 | 平成20年<br>1 月31日 |

|                     |                      |                  |
|---------------------|----------------------|------------------|
| 飯島デイサービス<br>セ ン タ ー | 秋田市飯島字長山下18番<br>地    | 平成20年<br>2 月 1 日 |
| と き わ 野             | 秋田市港北松野町11番28<br>号   | 平成20年<br>2 月 6 日 |
| 小規模多機能型<br>居宅介護ときわ野 | 秋田市港北松野町11番28<br>号   | 平成20年<br>2 月 6 日 |
| ス マ イ ル 輝           | 秋田市将軍野東一丁目 4<br>番38号 | 平成20年<br>1 月 1 日 |

**秋田市告示第28号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による指定を行い、同法第50条の2の規定による届出があり、および同法第51条第1項の規定による指定の辞退があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年 2 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**1 指定**

| 名 称                  | 所 在 地                  | 指 定<br>年月日      |
|----------------------|------------------------|-----------------|
| 今 村 記 念<br>ク リ ニ ッ ク | 秋田市下新城長岡字毛無<br>谷地265番地 | 平成20年<br>1 月15日 |

**2 廃止**

| 名 称                  | 所 在 地                   | 廃 止<br>年月日      |
|----------------------|-------------------------|-----------------|
| 今 村 齒 科<br>ク リ ニ ッ ク | 秋田市下新城中野字琵琶<br>沼233番地 1 | 平成20年<br>1 月14日 |

**3 辞退**

| 名 称                | 所 在 地               | 辞 退<br>年月日      |
|--------------------|---------------------|-----------------|
| 消化器科診療所<br>藤 田 内 科 | 秋田市東通八丁目 1 番41<br>号 | 平成20年<br>1 月28日 |

**秋田市告示第29号**

次の担保権設定等財産の差押通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該担保権設定等財産の差押通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 2 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
東京都墨田区東向島五丁目20番20号 山 田 進
- 2 送達する書類名  
担保権設定等財産の差押通知書 1 通

**秋田市告示第30号**

次の者の住所および居所が不明なため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づきその住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年 2 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

| 住 所             | 氏 名   |
|-----------------|-------|
| 秋田市新屋渋谷町 8 番10号 | 菅原喜兵衛 |
| 秋田市新屋北浜町 2 番47号 | 新 正勝  |

(教示)

- 1 この処分不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについて決定があったことを知った日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、その限りではありません。(行政不服審査法第20条)

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについて決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決裁を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

#### 秋田市告示第31号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成20年 2 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

|                                          |                                                               |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 介護保険事業所番号                                | 0 5 9 0 1 0 0 2 9 3                                           |
| 指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地                  | 小規模多機能型居宅介護事業所<br>花みずき<br>秋田市添川字添川170番地21                     |
| 当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所 | 有限会社 うめの木園<br>男鹿市五里合箱井字町屋田4番地3<br>代表取締役 水 木 真紀子<br>能代市柳町10-14 |
| 指定の年月日                                   | 平成20年 2 月28日                                                  |
| サービスの種類                                  | 小規模多機能型居宅介護                                                   |

#### 秋田市告示第32号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の11第1項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成20年 2 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

|                                          |                                                               |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 介護保険事業所番号                                | 0 5 9 0 1 0 0 2 9 3                                           |
| 指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地              | 小規模多機能型居宅介護事業所<br>花みずき<br>秋田市添川字添川170番地21                     |
| 当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所 | 有限会社 うめの木園<br>男鹿市五里合箱井字町屋田4番地3<br>代表取締役 水 木 真紀子<br>能代市柳町10-14 |
| 指定の年月日                                   | 平成20年 2 月28日                                                  |
| サービスの種類                                  | 介護予防小規模多機能型居宅介護                                               |

#### 秋田市告示第33号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成20年 2 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

|                                          |                                                                  |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 介護保険事業所番号                                | 0 5 9 0 1 0 0 2 8 5                                              |
| 指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地                  | 小規模多機能型居宅介護事業所<br>よつば<br>秋田市旭南二丁目3-17                            |
| 当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所 | 有限会社 まつかさ園<br>能代市二ツ井町字下野家後95番地19<br>代表取締役 柴 田 義 金<br>能代市字高埴58番地4 |
| 指定の年月日                                   | 平成20年 2 月28日                                                     |
| サービスの種類                                  | 小規模多機能型居宅介護                                                      |

#### 秋田市告示第34号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の11第1項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成20年 2 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

|                                          |                                                                  |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 介護保険事業所番号                                | 0 5 9 0 1 0 0 2 8 5                                              |
| 指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地              | 小規模多機能型居宅介護事業所<br>よつば<br>秋田市旭南二丁目3-17                            |
| 当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所 | 有限会社 まつかさ園<br>能代市二ツ井町字下野家後95番地19<br>代表取締役 柴 田 義 金<br>能代市字高埴58番地4 |
| 指定の年月日                                   | 平成20年 2 月28日                                                     |
| サービスの種類                                  | 介護予防小規模多機能型居宅介護                                                  |

#### 秋田市告示第35号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成20年 2 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

|                                          |                                                        |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 介護保険事業所番号                                | 0 5 9 0 1 0 0 3 0 1                                    |
| 指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地                  | 小規模多機能型居宅介護事業所<br>ひかりの樹<br>秋田市保戸野八丁1－14                |
| 当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所 | 有限会社 クラウド<br>能代市字高埴58－8<br>代表取締役 柴 田 義 金<br>能代市字高埴58－4 |
| 指定の年月日                                   | 平成20年 2 月28日                                           |
| サービスの種類                                  | 小規模多機能型居宅介護                                            |

## 秋田市告示第36号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の11第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成20年 2 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

|                                          |                                                            |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 介護保険事業所番号                                | 0 5 9 0 1 0 0 3 0 1                                        |
| 指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地              | 小規模多機能型居宅介護事業所<br>ひかりの樹<br>秋田市保戸野八丁1－14                    |
| 当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所 | 有限会社 クラウド<br>能代市字高埴58番地 8<br>代表取締役 柴 田 義 金<br>能代市字高埴58番地 4 |
| 指定の年月日                                   | 平成20年 2 月28日                                               |
| サービスの種類                                  | 介護予防小規模多機能型居宅介護                                            |

## 秋田市告示第37号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成20年 2 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

|                                          |                                                                                  |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 介護保険事業所番号                                | 0 5 9 0 1 0 0 3 1 9                                                              |
| 指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地                  | 小規模多機能型居宅介護事業所<br>太陽<br>秋田市高陽青柳町 9－20                                            |
| 当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所 | 株式会社 プロジェクト・バランス<br>秋田市横森三丁目 1－50<br>ロジュマン201号<br>代表取締役 山 田 健 仁<br>秋田市高陽青柳町 9－20 |
| 指定の年月日                                   | 平成20年 2 月28日                                                                     |
| サービスの種類                                  | 小規模多機能型居宅介護                                                                      |

## 秋田市告示第38号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の11第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成20年 2 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

|                                          |                                                                                  |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 介護保険事業所番号                                | 0 5 9 0 1 0 0 3 1 9                                                              |
| 指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地              | 小規模多機能型居宅介護事業所<br>太陽<br>秋田市高陽青柳町 9－20                                            |
| 当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所 | 株式会社 プロジェクト・バランス<br>秋田市横森三丁目 1－50<br>ロジュマン201号<br>代表取締役 山 田 健 仁<br>秋田市高陽青柳町 9－20 |
| 指定の年月日                                   | 平成20年 2 月28日                                                                     |
| サービスの種類                                  | 介護予防小規模多機能型居宅介護                                                                  |

## 教 委 告 示

## 秋田市教委告示第 2 号

平成20年 2 月26日午後 2 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成20年 2 月18日

秋田市教育委員会

委員長 高 田 生 子

付議案件

- 1 秋田市立小、中学校管理規則等の一部を改正する件
- 2 秋田市教育ビジョンを策定する件

## 選 管 告 示

## 秋市選管告示第 2 号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1 項の規定により、平成20年 1 月 1 日現在で調製した秋田市農業委員会委員選挙人名簿を次により縦覧に供する。

平成20年 2 月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 期間 平成20年 2 月23日から  
平成20年 3 月 8 日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

## 秋市選管告示第 3 号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第 2 項の規定に基づき、農業委員会委員選挙における投票区の区域の一部を次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第17条第 3 項の規定により告示する。

平成20年 2 月21日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫



| 選挙区 | 投票区 | 投 票 所        | 旧 区 域                                              | 新 区 域                                                                                                    |
|-----|-----|--------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4   | 19  | 鶴養公民館        | 岩見字鶴養の区域<br>岩見字新川の区域                               | 岩見字（鶴養、後又、松沢、鶴養前田面、上野、善知鳥坂、穴淵、新川、新川上田面、森ノ越、小平岱、下小平岱）                                                     |
|     | 20  | 河辺岩見三内地区コミセン | その他の岩見、三内の区域                                       | 岩見字（東、二階淵、川原琴、貝住沢口、杉沢、杉沢台、杉沢前田面、茂、仙扇台、鍛冶屋敷、曲田、関口川原、筒出、八慶、岩見、打越）<br>三内字（道山、野崎、繋沢下段、飛沢上段、飛沢下段、繋沢、繋沢前田面、鳥海） |
|     | 21  | 萱森生活改善センター   | 三内字上三内、岩見の一部の地域<br>三内字砂子淵の区域                       | 岩見字（萱森、萱森下野、萱森留見瀬）<br>三内字（留見瀬野、土淵、唄ノ下、三内段、留見瀬、砂子淵、岩谷袋、高畑、丸舞口、下モ田、尼沢）                                     |
|     | 22  | 田尻公民館        | 三内字下三内の区域                                          | 三内字（田尻上野田、田尻下野田、寺田、曾場台、下寺田、五郎谷地溜池下、小貝沢、上屋敷、上野）                                                           |
|     | 23  | 赤平ふれあい館      | 赤平、高岡、大沢の区域<br>大張野の区域                              | 赤平の区域<br>高岡字〔川原田（150番地～156番地を除く）、河原田下段、山根、大柳〕<br>大沢の区域<br>大張野の区域                                         |
|     | 24  | 三町内会公民館      | 和田字坂本、諸井の一部の区域<br>諸井、和田および高岡の一部の区域<br>神内、和田の一部の区域  | 和田字（坂本北、坂本南、高屋敷、宮崎）<br>諸井の区域<br>神内の区域<br>高岡字〔蟹沢、川原田（150番地～156番地）〕                                        |
|     | 25  | 河辺総合福祉交流センター | その他の和田、北野田高屋および松測の一部の区域<br>和田字式田、松測の区域<br>北野田高屋の区域 | 和田字（式田、松沢、北条ヶ崎、下石川、下タ川原、式田下袋、上中野、上石川、岡村、上野、石川河原、和田）<br>北野田高屋字（薬師沢、茱萸野を除く）<br>松測字（松測、東沢、沼袋、中村、下袋）         |
|     | 26  | 河辺戸島ふるさとセンター | 戸島、松測の一部の区域<br>畑谷、豊成、戸島の一部の区域                      | 戸島の区域<br>畑谷の区域<br>豊成の区域<br>松測字（捨り水、小川原、行人塚、川原田家ノ後、川原田、岩箱向）<br>北野田高屋字（薬師沢、茱萸野）                            |

秋市選管告示第 4 号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第25条の規定により仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙を次のとおり行う。

平成20年 2 月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 選挙の期日 平成20年 3 月 5 日
- 2 投票の時間 午前 9 時から午後 3 時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数  
第 1 選挙区 1 人  
第 2 選挙区 1 人  
第 3 選挙区 2 人

秋市選管告示第 5 号

平成20年 3 月 5 日執行の仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者ならびに選挙立会人を次のとおり選任した。

平成20年 2 月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙

選挙長・同職務代理者・選挙立会人一覧表

| 選挙区     | 区 分    | 住 所                      | 氏 名     |
|---------|--------|--------------------------|---------|
| 第 1 選挙区 | 選挙長    | 秋田市仁井田本町三丁目 6 番50号       | 熊 井 良太郎 |
|         | 職 務代理者 | 秋田市仁井田本町三丁目 1 番 7 号      | 熊 谷 喜 美 |
|         | 選 挙立会人 | 秋田市仁井田目長田一丁目11番19号       | 佐々木 甚 一 |
|         | 選 挙立会人 | 秋田市仁井田字大野271番地           | 相 場 輔 雄 |
| 第 2 選挙区 | 選挙長    | 秋田市四ツ小屋字城下<br>当场107番地の 1 | 伊 藤 作一郎 |
|         | 職 務代理者 | 秋田市四ツ小屋字笹葉<br>355番地 3    | 伊 藤 二 郎 |
|         | 選 挙立会人 | 秋田市四ツ小屋末戸松<br>本字向野65番地   | 加賀谷 源   |

|            |            |                       |         |
|------------|------------|-----------------------|---------|
| 第 3<br>選挙区 | 選 挙<br>立会人 | 秋田市四ツ小屋字上野<br>62番地の 1 | 伊 藤 久 幸 |
|            | 選挙長        | 秋田市茨島四丁目 7 番<br>3 号   | 佐 藤 昭 一 |
|            | 職 務<br>代理者 | 秋田市牛島東三丁目 1<br>番 1 号  | 藤 本 誠 一 |
|            | 選 挙<br>立会人 | 秋田市川尻みよし町10<br>番 3 号  | 佐 藤 憲一郎 |
|            | 選 挙<br>立会人 | 秋田市牛島西一丁目 8<br>番25号   | 菅 原 秋 雄 |

秋市選管告示第 6 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1 項および第30条の 7 第 1 項の規定に基づき、平成20年 3 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第 2 項および第30条の 7 第 2 項の規定により告示する。

平成20年 2 月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 期間 平成20年 3 月 3 日から  
平成20年 3 月 7 日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第 3 号

平成20年 2 月15日午後 2 時 秋田市雄和公民館に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成20年 2 月 8 日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市添川字添川24番地 荻原勝悦外 1 名の農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件 外31件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第 9 号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 2 月 8 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事業者の指定

| 指定工事業者            | 代表者   | 所 在 地                 |
|-------------------|-------|-----------------------|
| 株 式 会 社<br>アルカディア | 河村 英生 | 秋田市外旭川八柳三丁目 8<br>番18号 |

|                       |      |                           |
|-----------------------|------|---------------------------|
| 有 限 会 社 アイ<br>システムホーム | 池端 寿 | 秋田市土崎港相染町字浜ナ<br>シ山 2 番地79 |
|-----------------------|------|---------------------------|

- 2 指定期間

平成20年 2 月 8 日から平成23年 2 月 7 日まで

秋田市上下水道局告示第10号

次の下水道使用料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該下水道使用料督促状は、上下水道局普及促進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 2 月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
下水道使用料督促状

秋田市上下水道局告示第11号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 2 月15日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

| 指定工事事業者            | 代表者   | 所 在 地                      |
|--------------------|-------|----------------------------|
| 株 式 会 社<br>鹿 渡 工 業 | 鎌田 一男 | 秋田県山本郡三種町鹿渡字<br>二本柳 2 番地 5 |
| 株 式 会 社<br>叢 成 工 業 | 佐藤キエ子 | 秋田市外旭川字大堤654番<br>地22       |

- 2 指定年月日

平成20年 2 月15日

秋田市上下水道局告示第12号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 2 月15日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事業者の指定

| 指定工事業者             | 代表者   | 所 在 地                      |
|--------------------|-------|----------------------------|
| 株 式 会 社<br>鹿 渡 工 業 | 鎌田 一男 | 秋田県山本郡三種町鹿渡字<br>二本柳 2 番地 5 |
| 株 式 会 社<br>叢 成 工 業 | 佐藤キエ子 | 秋田市外旭川字大堤654番<br>地22       |

- 2 指定期間

平成20年 2 月15日から平成23年 2 月14日まで

## 秋田市上下水道局告示第13号

次の下水道使用料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該下水道使用料納入通知書は、上下水道局普及促進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 2 月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
下水道使用料納入通知書

## 秋田市上下水道局告示第14号

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道（臨海処理区）の事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により告示し、その関係図書を次により公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

平成20年 2 月21日

公共下水道管理者

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 事業計画の名称  
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道（臨海処理区）事業計画
- 2 変更に係る予定処理区域
  - (1) 変更する部分 飯島緑丘町、飯島鼠田二丁目、飯島美砂町、飯島文京町、飯島長野中町、飯島穀丁、飯島道東一丁目、飯島字飯島水尻、字長山下、字鼠田尻、字坂道端、土崎港相染町字大谷地、字沼端、字沖谷地、字家ノ下、字中谷地、字浜ナシ山、港北松野町、土崎港北一丁目、土崎港北三丁目、土崎港北四丁目、土崎港北五丁目、土崎港北七丁目、土崎港西五丁目、土崎港中央七丁目、土崎港東三丁目、旭川清澄町、旭川新藤田東町、旭川新藤田西町
  - (2) 追加する部分 下新城長岡字毛無谷地、飯島字中野、字芋田、字平右衛門田尻、飯島西袋一丁目、添川字地ノ内、川尻字大川反、字中島、川尻若葉町、下北手松崎字大巻、下北手桜字袖ノ沢、桜ヶ丘五丁目、下北手梨平字登館、大平台一丁目、大平台二丁目、大平台三丁目、大平台四丁目、上北手大戸字大戸、字堀ノ内、字関上、上北手荒巻字前田、字割田、字鳥越、仁井田字中新田、四ツ小屋末戸松本字向野、四ツ小屋小阿地字柳林、河辺畑谷字中村、河辺戸島字ヲソノ、字本町、河辺北野田高野字神田、河辺和田字岡村、字式田、字式田下袋、字上野、字坂本北、字坂本南、字上石川、字下石川、河辺諸井字下川原、字大部、雄和椿川字前椿岱、字奥椿岱、字駒坂台、字山籠
  - (3) 削除する部分 外旭川字山崎、河辺和田字式田、字松沢、字坂本北
- 3 工事の着手および完成の予定年月日  
工事着手の年月日 昭和51年 7 月16日  
工事完成の予定年月日 平成26年 3 月31日
- 4 事業計画の案の縦覧場所  
秋田市川尻みよし町14番 8 号

秋田市上下水道局下水道建設課

- 5 事業計画の案の縦覧期間  
平成20年 2 月22日から平成20年 3 月 7 日まで  
ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 6 縦覧の時間  
午前 8 時30分から午後 5 時30分まで

## 秋田市上下水道局告示第15号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成20年 2 月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日  
平成20年 3 月12日
- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域  
河辺諸井字野田、河辺諸井字山根、河辺諸井字後野中島、外旭川字小谷地、外旭川字三後田、外旭川字待合、桜四丁目、手形字西谷地、仁井田目長田一丁目および飯島西袋二丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称  
秋田市向浜二丁目 3 番 1 号  
秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター
- 6 関係図面の縦覧場所  
秋田市川尻みよし町14番 8 号  
秋田市上下水道局普及促進室
- 7 縦覧の期間  
平成20年 2 月27日から 3 月11日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 8 縦覧の時間  
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

## 選 挙 長 告 示

## 選挙長告示第 1 号

平成20年 3 月 5 日執行の仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

平成20年 2 月27日

仁井田堰土地改良区総代補欠選挙

- |            |   |   |       |
|------------|---|---|-------|
| 第 1 選挙区選挙長 | 熊 | 井 | 良 太 郎 |
| 第 2 選挙区選挙長 | 伊 | 藤 | 作 一 郎 |
| 第 3 選挙区選挙長 | 佐 | 藤 | 昭 一   |

- 1 期 間 平成20年 2 月27日  
平成20年 2 月28日
- 2 場 所 秋田市仁井田本町四丁目 5 番20号  
仁井田堰土地改良区事務所

選挙長告示第 2 号

平成20年 3 月 5 日執行の仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙につき、次のとおり候補者の届出があった。

平成20年 2 月28日

仁井田堰土地改良区総代補欠選挙

第 1 選挙区選挙長 熊 井 良 太 郎

第 2 選挙区選挙長 伊 藤 作 一 郎

第 3 選挙区選挙長 佐 藤 昭 一

第 1 選挙区

| 受付<br>番号 | 届 出<br>年 月 日    | 候 補 者 氏 名 | 性別 | 住 所              | 生 年 月 日     | 職 業 |
|----------|-----------------|-----------|----|------------------|-------------|-----|
| 1        | 平成20年<br>2 月27日 | 高 橋 良 一   | 男  | 秋田市仁井田字大野263番地 5 | 昭和26年12月15日 | 修理工 |

第 2 選挙区

| 受付<br>番号 | 届 出<br>年 月 日    | 候 補 者 氏 名 | 性別 | 住 所                | 生 年 月 日      | 職 業 |
|----------|-----------------|-----------|----|--------------------|--------------|-----|
| 1        | 平成20年<br>2 月27日 | 鈴 木 一 彦   | 男  | 秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下20番地 | 昭和26年 7 月29日 | 農 業 |

第 3 選挙区

| 受付<br>番号 | 届 出<br>年 月 日    | 候 補 者 氏 名 | 性別 | 住 所               | 生 年 月 日       | 職 業 |
|----------|-----------------|-----------|----|-------------------|---------------|-----|
| 1        | 平成20年<br>2 月27日 | 今 野 俊 一   | 男  | 秋田市牛島東三丁目 5 番 6 号 | 昭和12年 9 月14日  | 農 業 |
| 2        | 平成20年<br>2 月27日 | 鈴 木 善 則   | 男  | 秋田市上北手荒巻字前田127番地  | 昭和21年 6 月 3 日 | 会社員 |

選挙長告示第 3 号

平成20年 3 月 5 日執行の仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙につき、第 1 選挙区において届出のあった候補者が 1 人で選挙すべき総代の数を超えないので投票を行わない。

平成20年 2 月29日

仁井田堰土地改良区総代補欠選挙

第 1 選挙区選挙長 熊 井 良 太 郎

第 1 選挙区選挙長 熊 井 良 太 郎

第 2 選挙区選挙長 伊 藤 作 一 郎

第 3 選挙区選挙長 佐 藤 昭 一

1 選挙会の場所 秋田市仁井田本町四丁目 5 番20号  
仁井田中央会館

2 選挙会の日時 平成20年 3 月 6 日 午後 1 時30分から

公 告

選挙長告示第 3 号

平成20年 3 月 5 日執行の仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙につき、第 2 選挙区において届出のあった候補者が 1 人で選挙すべき総代の数を超えないので投票を行わない。

平成20年 2 月29日

仁井田堰土地改良区総代補欠選挙

第 2 選挙区選挙長 伊 藤 作 一 郎

秋田市公告

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成20年 2 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公売財産の内容

(1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり

(2) 公売保証金 1,260,000円

(3) 見 積 価 額 12,600,000円

2 公売日時

(1) 参加申込期間

平成20年 2 月14日(木)午後 1 時から平成20年 2 月28日(木)午後 5 時まで

(2) 入札

平成20年 3 月 4 日(火)午後 1 時から平成20年 3 月10日(月)午後 1 時まで

(3) 開札

平成20年 3 月10日(月)午後 1 時

3 公売場所

選挙長告示第 3 号

平成20年 3 月 5 日執行の仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙につき、第 3 選挙区において届出のあった候補者が 2 人で選挙すべき総代の数を超えないので投票を行わない。

平成20年 2 月29日

仁井田堰土地改良区総代補欠選挙

第 3 選挙区選挙長 佐 藤 昭 一

選挙長告示第 4 号

平成20年 3 月 5 日執行の仁井田堰土地改良区総代の補欠選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めた。

平成20年 2 月29日

仁井田堰土地改良区総代補欠選挙



ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）

- 4 公売方法  
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時  
平成20年 3 月17日(月) 午前10時
- 6 売却決定場所  
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市財政部納税課
- 7 買受代金納付期限  
平成20年 3 月17日(月)午後 2 時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件  
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申し出  
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期  
買受代金の金額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期  
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 権利移転に伴う費用

公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。

- 13 消費税の取扱い  
土地付建物は、「非課税財産」と「課税財産」が混在する「混在財産」のため、見積価額にすでに消費税相当額を含んでいる。
- 14 その他
  - (1) 公売財産に入札しようとする者（以下入札者）は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。
  - (2) 入札に当たり、公売保証金の納付が必要となる。
  - (3) 入札は、入札期間中に 1 回のみ可能である。なお、1 度行った入札は入札者の都合による取り消しや変更はできない。
  - (4) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
  - (5) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
  - (6) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。

#### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月 4 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

| 委託番号・委託名                                          | 委託場所                  | 委 託 期 間                        | 入 札 参 加 要 件                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工 労 第 2 号<br>チャレンジオフィスあきた<br>空調・給排水設備保守点検<br>業務委託 | 秋田市土崎港西<br>三丁目 9 番15号 | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 | ①建築物の空気調和設備および給排水設備の保守点検業務実績が過去 5 年の間に 3 年以上あること。<br>②緊急時の体制が整備されていること。<br>③秋田市内に在住しているか、又は本社、営業所等を有していること。<br>④危険物取扱者乙種 4 類の免状の交付を受けている者を 2 人以上配属していること。<br>⑤租税に滞納がないこと。 |

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。  
イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

#### 2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年 3 月 3 日(月) 午後 1 時30分  
入札の場所 秋田市土崎港西三丁目 9 番15号  
チャレンジオフィスあきた 3 階「多目的室 (大)」  
入札保証金 免除  
契 約 日 平成20年 3 月10日(月)  
注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを

問わず、見積もった契約希望金額の105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

#### 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 2 月14日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））  
イ 建築物の空気調和設備および給排水設備の保守点検業務契約状況調書（入札に参加しようとする者が、建築物の空気調和設備および給排水設備の保守点検業務実績が過去 5 年の間に 3 年以上あることを証するもの（契約書の写しおよび施工内容の確認できる資料を添付））。  
ウ 危険物取扱者乙種 4 類の免状の交付を受けている者を 2 人以上配属していることを証するもの、および当該人が従業員であることを証するもの。  
エ 緊急時の体制について明確にしたもの。  
オ 納税証明書  
・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』

の発行を受けること。)

- ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
- ・秋田市に納めた固定資産税（平成19年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの。

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出、もしくは入札に参加しようとする者が秋田市の平成19年度庁舎清掃業者等登録名簿に登録されている場合は、登録を証するものの写しの提出でも結構。

カ 秋田市内に在住しているか、又は本社、営業所等を有していることを証明するもの（法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票）。

#### (2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

#### (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月 5 日(火)から平成20年 2 月14日(休)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前 8 時30分から午後 5 時まで

イ 受付場所 秋田市商工部工業労政課 企業振興担当

ウ 申請用紙 秋田市商工部工業労政課又は秋田市ホームページから入手のこと。

#### 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、

指名通知する。

- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 2 月 18日(月)午後に行う。

#### 5 設計書および仕様書の閲覧等に関する事項

- (1) 閲覧・貸出期間は、平成20年 2 月 4 日(月)から平成20年 2 月 29日(金)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所分館 1 階  
秋田市商工部工業労政課企業振興担当

#### 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市商工部工業労政課企業振興担当

電話 018-866-2114

#### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月 5 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

| 委託番号・委託名                                   | 委託場所             | 委 託 期 間                        | 入 札 参 加 要 件                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------|------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教文館 第 3 号<br>秋田市文化会館<br>管理業務委託             | 秋田市山王七丁目 3 番 1 号 | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 | 次の 1 と 2 の要件をいずれも満たすこと。<br>1 秋田市の平成19年度庁舎清掃業者等登録名簿に登録されていること。<br>次の登録業種のすべてに登録されていること。<br>5 建築物飲料水貯水槽清掃業<br>7 建築物ねずみ昆虫等防除業<br>8 建築物環境衛生総合（一般）管理業<br>2 次の資格者が、代表者又は社員として在籍していること。<br>①第三種電気主任技術者<br>②第一種電気工事士<br>③第二種電気工事士<br>④一級ボイラー技士<br>⑤二級ボイラー技士<br>⑥甲種又は乙種（第 4 類）危険物取扱者<br>⑦第三種冷凍機械責任者 |
| 教文館 第 8 号<br>秋田市文化会館<br>空調衛生設備保守<br>点検業務委託 | 秋田市山王七丁目 3 番 1 号 | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 | 次の 1 又は 2 の条件を満たし、かつ 3 の実績があること。<br>1 秋田市に管工事 A 級登録していること。<br>2 秋田市に管工事登録している県外業者で、秋田市内に本市と契約することができる営業所等を有していること。<br>3 過去 5 年間に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定める特定建築物において、同種の業務を受託していること。                                                                                                       |

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号

の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中、又は入札参加資格停止期間中で

ないこと。

## 2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年 3 月12日(水)  
 教文館 第 3 号 午前10時  
 教文館 第 8 号 午後 1 時30分
- 入札の場所 秋田市山王七丁目 3 番 1 号  
 秋田市文化会館 5 階 第 5 会議室
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成20年 3 月18日(火)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
 (3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 2 月20日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 管理業務委託の申込者
- (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1 （省略））  
 (イ) 入札参加要件 2 の①から⑦免状の写し  
 (ウ) 入札参加要件 2 の在籍を証明できる書類
- イ 空調衛生設備保守点検業務委託の申込者
- (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1 （省略））  
 (イ) 実績調書（様式 2 （省略））
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成20年 2 月 5 日(火)から平成20年 2 月20日(水)までの午前 9 時から午後 5 時まで  
 イ 受付場所 秋田市文化会館 施設担当  
 ウ 申請用紙 秋田市文化会館、又は秋田市ホームページから入手のこと。

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。  
 (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。  
 (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 3 月 6 日(木)に行う。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成20年 2 月 5 日(火)から平成20年 3 月11日(火)までの午前 9 時から午後 5 時までとする。  
 (2) 閲覧場所 秋田市文化会館  
 住 所 秋田市山王七丁目 3 番 1 号  
 1 階事務所内

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。  
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市文化会館 施設担当  
 電話 018-865-1191

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月 6 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は下表のとおりである。

| 業 務 名           | 内 容                                                                                                                                     | 予定価格（税抜）<br>※最低落札額 | 入 札 参 加 要 件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広報あきた<br>広告掲載業務 | 平成20年 4 月から<br>平成21年 3 月まで、<br>毎月第 1 金曜日と<br>第 3 金曜日に発行<br>する広報あきたに<br>掲載する広告の募<br>集と原稿作成<br>※広告掲載者（広<br>告主）からの広<br>告料は落札者の<br>収入になります。 | 6,960,000円         | 次の 1 から 6 までの要件を満たすもの<br>1 広報あきたに掲載する広告の募集および掲載原稿の作成が可能であること。<br>2 過去 2 年の間に市、国（公社、公団および独立行政法人を含む。）、県又は他の地方公共団体と公共的な業務に関する契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。<br>3 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる支店、営業所等を有していること。<br>4 消費税、法人市民税、固定資産税に滞納がないこと。<br>5 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。<br>6 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 |

## 2 業務の仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成20年 2 月 6 日(水)から平成20年 2 月14日(木)までの平日  
 (2) 閲覧の場所等

・秋田市企画調整部広報課

(市役所本庁舎 2 階、午前 8 時30分から午後 5 時30分まで)

・広報課ホームページ

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 2 月14日(木)までに、次に掲げる書類(以下、「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 契約経歴書

ウ 法人登記簿謄本(申請日前の 3 か月以内のもの。写し可)

エ 納税証明書(写し可)

法人市民税…直近の事業年度のもの、固定資産税…平成19年度第 1 期～第 3 期分、消費税…消費税および地方消費税(未納税額のない証明用、申請時納期到来分までのもの。課税されていない場合はその証明書)

- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付時間 平成20年 2 月 6 日(木)から平成20年 2 月14日(木)までの平日、午前 8 時30分から午後 5 時30分まで

イ 受付場所 秋田市企画調整部広報課

ウ 申請用紙 公募型指名競争入札参加申込書と契約経歴書は、秋田市企画調整部広報課又は広報課ホームページから入手のこと。

4 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成20年 2 月19日(火) 午前10時  
(2) 入札の場所 山王別館会議室(市役所山王別館 2 階)  
(3) 契 約 日 平成20年 2 月20日(水)(予定)  
(4) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免除事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札保証金および契約保証金 免除とする。

6 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。  
(2) 提出された申請書等の審査の結果等により指名されない場合がある。その者には選定通知によりその旨を連絡する。  
(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 2 月15日(金)に行う。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は申請者の負担とする。  
(2) 提出された申込書等は返却しない。  
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市企画調整部広報課文書広報担当  
電話 018-866-2034

秋田市公告

秋田公立美術工芸短期大学2008年版大学案内パンフレット制作委託業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成20年 2 月 7 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 業務概要

- (1) 業務名

秋田公立美術工芸短期大学2008年版大学案内パンフレット制作委託業務

- (2) 業務内容

秋田公立美術工芸短期大学2008年版大学案内パンフレット制作

- (3) 委託期間

平成20年 4 月 1 日から平成20年 5 月30日まで

- (4) 予算規模

3,749,000円(消費税および地方税を含む。)

2 参加資格

次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、次の(4)から(7)のすべての要件を満たすことのできる者

- (1) 秋田市物品登録業者(印刷類)  
(2) 秋田市内デザイン(グラフィック)業者  
(3) 平成17年度(2005年版)大学案内パンフレット又は平成19年度(2007年版)大学案内パンフレットのデザインコンペ参加者  
(4) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者でないこと認められる者  
(5) 社会福祉法人、宗教法人又はNPO法人でない者  
(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4 の規定に該当しない者  
(7) 秋田市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係わる指名停止措置要領に基づく指名停止措置又は入札参加資格停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていない者

3 説明会の実施

本業務については、下記により説明会を実施する。

- (1) 日時  
平成20年 2 月14日(木) 午後 2 時から  
(2) 場所

本学 講義室 2

4 手続等について

- (1) 担当部局

〒010-1632

秋田市新屋大川町12番 3 号

秋田公立美術工芸短期大学事務局学生課学生担当

直 通 : 018-888-8105

F a x : 018-888-8101

E-mail : ro-mcst@city.akita.akita.jp

- (2) 実施要領の交付

ア 交付期間

平成20年 2 月 7 日(木)から同年 3 月 4 日(火)まで

イ 交付方法

実施要領は秋田市ホームページ(<http://www.city.akita.akita.jp/sangyo.htm>)から入手する。また、担当



部局においても希望者には直接交付する。(直接交付については土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時まで)

- (3) 参加申込みに必要な書類の提出期限  
平成20年 3 月 4 日(火) (必着のこと。)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)
- (5) 受付時間 土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時まで
- (6) 提出部数 各1部

#### 5 審査

参加申込みに必要な書類を提出した者のうちから、大学案内パンフレット制作委託業者選定審査委員会において審査を行う。

#### 6 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 詳細については、実施要領による。

#### 秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき行う平成19年度ポリオ予防接種の実施について、同法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告する。

平成20年 2 月 8 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 予防接種の種類  
ポリオ予防接種
- 2 予防接種の対象者の範囲  
接種日において、生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 3 接種方法および回数  
三価混合の経口生ポリオワクチンを6週間以上の間隔をおいて2回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。
- 4 予防接種を行う場所および期日

| 場 所                        | 期 日                                  |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 秋田市保健センター                  | 2月27日 2月28日 3月4日<br>3月7日 3月14日 3月25日 |
| ア ル ヴ ェ                    | 3月11日                                |
| 土 崎 公 民 館                  | 2月29日 3月5日 3月18日                     |
| 新 屋 支 所                    | 3月19日                                |
| 南 部 公 民 館                  | 3月6日 3月11日 3月19日                     |
| 東 部 公 民 館                  | 3月18日                                |
| 御野場地域センター                  | 3月4日 3月13日                           |
| 河 辺 総 合 福 祉<br>交 流 セ ン タ ー | 2月28日 3月14日                          |
| 雄 和 公 民 館                  | 3月12日                                |

- 5 予防接種を受けることができない者
  - (1) 当該疾病にかかっている者、又はかかったことのある者
  - (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められているもの
  - (3) 明らかな発熱を呈している者
  - (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (6) 下痢をしている者
- (7) BCG、麻しん風しん、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者
- (8) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者
- (9) その他、医師が不適当な状態と判断した者
- 6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
  - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
  - (2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
  - (3) 接種しようとする接種液の成分(培養に使う抗生物質、安定剤に使うゼラチン)に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
  - (4) 今までにけいれんを起こしたことがある者
  - (5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- 7 予防接種料金  
無料

#### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委 託 名 河辺学校給食センター・雄和学校給食センター  
ごみ収集、運搬業務委託
  - (2) 委託場所 秋田市立河辺学校給食センター、秋田市立雄和学校給食センター
  - (3) 委託期間 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで
  - (4) 入札参加要件
    - ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であり、秋田市一般廃棄物(ごみ)収集許可業者であること。
    - イ 過去3年以内に秋田市内の法人や自治体での受注実績があること。
    - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受けるものでないこと。
    - エ 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
    - オ 租税に滞納がないこと。
- 2 入札に関する事項
  - (1) 入札の日時 平成20年 2 月29日(金) 午前11時
  - (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号  
秋田市山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」
  - (3) 入札保証金 免除
  - (4) 契 約 日 平成20年 3 月 5 日(水)
  - (5) 注意事項
    - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
    - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該

金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

### 3 入札参加申込に関する事項

- (1) 本入札に参加を希望するものは、平成20年 2 月25日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））

イ 営業経歴書（様式 2（省略））

ウ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書（写し可能）に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）※写し可能

- (2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月12日(火)から平成20年 2 月25日(月)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1 番53号

秋田市教育委員会学事課

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会学事課もしくは、秋田市役所ホームページから入手すること。

### 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加者のうち、入札参加者資格を満たしている者に指名通知する。

- (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成20年 2 月26日(火)に行う。

### 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 2 月12日(火)から 2 月29日(金)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課

### 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された書類は、返却しない。

- (3) 問い合わせ先

秋田市教育委員会学事課保健給食担当

電話 018-866-2243

### 秋田市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の 6 第 3 項の規定により秋田市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の 6 第 4 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、秋田市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、秋田市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成20年 2 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 縦覧図書 秋田市森林整備計画変更計画書の案
- 縦覧期間 平成20年 2 月14日から同年 3 月14日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時30分まで
- 縦覧場所 秋田市山王一丁目 2 番34号  
秋田市役所農林部森林整備課

### 秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成20年 2 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

### 1 入札に関する事項

|             |                                                                                                                                                                                           |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 委託業務名   | 秋田市庁舎非常放送設備保守点検整備業務                                                                                                                                                                       |
| (2) 仕様書     | 別紙（省略）のとおりに                                                                                                                                                                               |
| (3) 履行場所    | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号他                                                                                                                                                                         |
| (4) 履行期間    | 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで                                                                                                                                                             |
| (5) 入札参加要件  | ①消防設備士第 4 類の資格を有していること。<br>②放送設備の保守又は施工に関し、公共事業にかかわらず、すべて誠実に履行した実績を有すること。<br>③秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。<br>④租税に滞納がないこと。<br>⑤地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。<br>⑥本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 |
| (6) 入札参加申込み |                                                                                                                                                                                           |

|               |                                                                                        |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 受 付 期 間       | 平成20年 2 月13日(水)から平成20年 2 月22日(金)まで<br>(土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで) |
| 受 付 場 所       | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当                                                    |
| (7) 指名(非指名)通知 | 平成20年 2 月28日(木)までに FAX で通知                                                             |
| (8) 入 札       |                                                                                        |
| 日 時           | 平成20年 3 月 6 日(木) 午後 2 時10分                                                             |
| 場 所           | 秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室                                                       |
| 入 札 保 証 金     | 秋田市財務規則第109条による                                                                        |
| (9) 契 約 日     | 落札日から平成20年 3 月12日(木)まで                                                                 |

## 2 注意事項

## (1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、平成20年 2 月22日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書」といいます。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 保守・施工実績書

ウ 消防設備士第 4 類の資格を証明できるもの

エ 納税証明書(写し可)

・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その 3)』の発行を受けること。)

・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)

・秋田市に納めた固定資産税(平成19年度分)

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書(写し可)

カ ア、イの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

## (2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

## (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とします。

## 3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成20年 2 月13日(水)から平成20年 2 月22日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市役所 3 階 財政部管財課 庁舎管理担当

## 4 その他

(1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課 庁舎管理担当

電話 018-866-2053

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成20年 2 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に関する事項

|                   |                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 委 託 業 務 名     | 秋田市庁舎・八橋別館消防用設備保守点検整備業務                                                                                                                                                                                      |
| (2) 仕 様 書         | 別紙(省略)のとおり                                                                                                                                                                                                   |
| (3) 履 行 場 所       | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号他                                                                                                                                                                                            |
| (4) 履 行 期 間       | 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで                                                                                                                                                                                |
| (5) 入 札 参 加 要 件   | ①消防設備士(第 1、3、4、5、6 類)の資格者が 2 名以上在籍していること。<br>②消防用設備の保守又は施工に関し、公共事業にかかわらず、すべて誠実に履行した実績を有すること。<br>③秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。<br>④租税に滞納がないこと。<br>⑤地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。<br>⑥本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 |
| (6) 入 札 参 加 申 込 み |                                                                                                                                                                                                              |

|               |                                                                                        |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 受 付 期 間       | 平成20年 2 月13日(水)から平成20年 2 月22日(金)まで<br>(土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで) |
| 受 付 場 所       | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当                                                    |
| (7) 指名(非指名)通知 | 平成20年 2 月28日(木)までに FAX で通知                                                             |
| (8) 入 札       |                                                                                        |
| 日 時           | 平成20年 3 月 6 日(木) 午後 1 時50分                                                             |
| 場 所           | 秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室                                                       |
| 入 札 保 証 金     | 秋田市財務規則第109条による                                                                        |
| (9) 契 約 日     | 落札日から平成20年 3 月12日(木)まで                                                                 |

## 2 注意事項

## (1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、平成20年 2 月22日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書」といいます。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

ア 秋田市財政部管財課公募型指名競争入札参加申込書

イ 保守・施工実績書

ウ 消防設備士(第 1、3、4、5、6 類)の資格者が 2 名以上在籍していることを証明できるもの

エ 納税証明書(写し可)

・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その 3)』の発行を受けること。)

・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)

・秋田市に納めた固定資産税(平成19年度分)

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書(写し可)

カ ア、イの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

## (2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAX で行います。

## (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とします。

## 3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成20年 2 月13日(水)から平成20年 2 月22日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市役所 3 階 財政部管財課 庁舎管理担当

## 4 その他

(1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課 庁舎管理担当

電話 018-866-2053

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成20年 2 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に関する事項

|                   |                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 委 託 業 務 名     | 秋田市庁舎重油ボイラー設備保守点検整備業務                                                                                                                                                                             |
| (2) 仕 様 書         | 別紙(省略)のとおり                                                                                                                                                                                        |
| (3) 履 行 場 所       | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号他                                                                                                                                                                                 |
| (4) 履 行 期 間       | 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで                                                                                                                                                                     |
| (5) 入 札 参 加 要 件   | ①ボイラー整備士およびボイラー技士の資格を有していること。<br>②ボイラー設備の保守又は施工に関し、公共事業にかかわらず、すべて誠実に履行した実績を有すること。<br>③秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。<br>④租税に滞納がないこと。<br>⑤地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。<br>⑥本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 |
| (6) 入 札 参 加 申 込 み |                                                                                                                                                                                                   |



|               |                                                                                        |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 受 付 期 間       | 平成20年 2 月13日(水)から平成20年 2 月22日(金)まで<br>(土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで) |
| 受 付 場 所       | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当                                                    |
| (7) 指名(非指名)通知 | 平成20年 2 月28日(木)までに FAX で通知                                                             |
| (8) 入 札       |                                                                                        |
| 日 時           | 平成20年 3 月 6 日(木) 午後 1 時30分                                                             |
| 場 所           | 秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室                                                       |
| 入 札 保 証 金     | 秋田市財務規則第109条による                                                                        |
| (9) 契 約 日     | 落札日から平成20年 3 月12日(木)まで                                                                 |

## 2 注意事項

## (1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、平成20年 2 月22日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書」といいます。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

ア 秋田市財政部管財課公募型指名競争入札参加申込書

イ 保守・施工実績書

ウ ボイラー整備士およびボイラー技士の資格を証明できるもの

エ 納税証明書(写し可)

・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)

・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)

・秋田市に納めた固定資産税(平成19年度分)

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書(写し可)

カ ア、イの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

## (2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

## (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

## 3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成20年 2 月13日(水)から平成20年 2 月22日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市役所 3 階 財政部管財課 庁舎管理担当

## 4 その他

(1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課 庁舎管理担当

電話 018-866-2053

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成20年 2 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に関する事項

|                   |                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 委 託 業 務 名     | 秋田市庁舎ガスボイラー設備保守点検整備業務                                                                                                                                                                             |
| (2) 仕 様 書         | 別紙(省略)のとおり                                                                                                                                                                                        |
| (3) 履 行 場 所       | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号                                                                                                                                                                                  |
| (4) 履 行 期 間       | 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで                                                                                                                                                                     |
| (5) 入 札 参 加 要 件   | ①ボイラー整備士およびボイラー技士の資格を有していること。<br>②ガスボイラー設備の保守又は施工に関し、公共事業にかかわらず、すべて誠実に履行した実績を有すること。<br>③秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。<br>④租税に滞納がないこと。<br>⑤地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。<br>⑥本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 |
| (6) 入 札 参 加 申 込 み |                                                                                                                                                                                                   |

|               |                                                                                        |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 受 付 期 間       | 平成20年 2 月13日(水)から平成20年 2 月22日(金)まで<br>(土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで) |
| 受 付 場 所       | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当                                                    |
| (7) 指名(非指名)通知 | 平成20年 2 月28日(水)までに FAX で通知                                                             |
| (8) 入 札       |                                                                                        |
| 日 時           | 平成20年 3 月 6 日(水) 午前11時30分                                                              |
| 場 所           | 秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室                                                       |
| 入 札 保 証 金     | 秋田市財務規則第109条による                                                                        |
| (9) 契 約 日     | 落札日から平成20年 3 月12日(水)まで                                                                 |

## 2 注意事項

## (1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、平成20年 2 月22日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書」といいます。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

ア 秋田市財政部管財課公募型指名競争入札参加申込書

イ 保守・施工実績書

ウ ボイラー整備士およびボイラー技士の資格を証明できるもの

エ 納税証明書(写し可)

・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)

・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)

・秋田市に納めた固定資産税(平成19年度分)

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書(写し可)

カ ア、イの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

## (2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

## (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

## 3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成20年 2 月13日(水)から平成20年 2 月22日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市役所 3 階 財政部管財課 庁舎管理担当

## 4 その他

(1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課 庁舎管理担当

電話 018-866-2053

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成20年 2 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に関する事項

|                 |                                                                                                                                                              |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 委 託 業 務 名   | 秋田市議場棟空調設備保守点検整備業務                                                                                                                                           |
| (2) 仕 様 書       | 別紙(省略)のとおり                                                                                                                                                   |
| (3) 履 行 場 所     | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号                                                                                                                                             |
| (4) 履 行 期 間     | 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで                                                                                                                                |
| (5) 入 札 参 加 要 件 | ①空調設備の保守又は施工に関し、公共事業にかかわらず、すべて誠実に履行した実績を有すること。<br>②秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。<br>③租税に滞納がないこと。<br>④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。<br>⑤本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 |
| (6) 入札参加申込み     |                                                                                                                                                              |
| 受 付 期 間         | 平成20年 2 月13日(水)から平成20年 2 月22日(金)まで<br>(土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)                                                                       |

|     |           |                                     |
|-----|-----------|-------------------------------------|
|     | 受 付 場 所   | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当 |
| (7) | 指名（非指名）通知 | 平成20年 2 月28日(木)までに FAX で通知          |
| (8) | 入 札       |                                     |
|     | 日 時       | 平成20年 3 月 6 日(木) 午前11時10分           |
|     | 場 所       | 秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室    |
|     | 入 札 保 証 金 | 秋田市財務規則第109条による                     |
| (9) | 契 約 日     | 落札日から平成20年 3 月12日(木)まで              |

## 2 注意事項

## (1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、平成20年 2 月22日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

ア 秋田市財政部管財課公募型指名競争入札参加申込書

イ 保守・施工実績書

ウ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成19年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

オ ア、イの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

カ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

## (2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A Xで行います。

## (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とします。

## 3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成20年 2 月13日(木)から平成20年 2 月22日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市役所 3 階 財政部管財課 庁舎管理担当

## 4 その他

(1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課 庁舎管理担当

電話 018-866-2053

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成20年 2 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に関する事項

|                   |                                                                                                                                                                                         |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 委 託 業 務 名     | 秋田市庁舎受変電設備保守点検整備業務                                                                                                                                                                      |
| (2) 仕 様 書         | 別紙（省略）のとおり                                                                                                                                                                              |
| (3) 履 行 場 所       | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号他                                                                                                                                                                       |
| (4) 履 行 期 間       | 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで                                                                                                                                                           |
| (5) 入 札 参 加 要 件   | ①電気主任技術者の資格を有していること。<br>②受変電設備の保守又は施工に関し、公共事業にかかわらず、すべて誠実に履行した実績を有すること。<br>③秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。<br>④租税に滞納がないこと。<br>⑤地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。<br>⑥本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 |
| (6) 入 札 参 加 申 込 み |                                                                                                                                                                                         |
| 受 付 期 間           | 平成20年 2 月13日(木)から平成20年 2 月22日(金)まで<br>(土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)                                                                                                  |
| 受 付 場 所           | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当                                                                                                                                                     |

|               |                                  |
|---------------|----------------------------------|
| (7) 指名（非指名）通知 | 平成20年 2 月28日(木)までに FAX で通知       |
| (8) 入 札       |                                  |
| 日 時           | 平成20年 3 月 6 日(木) 午前10時50分        |
| 場 所           | 秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室 |
| 入 札 保 証 金     | 秋田市財務規則第109条による                  |
| (9) 契 約 日     | 落札日から平成20年 3 月12日(木)まで           |

## 2 注意事項

## (1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、平成20年 2 月22日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 保守・施工実績書

ウ 電気主任技術者の資格を証明できるもの

エ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成19年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

カ ア、イの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

## (2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A Xで行います。

## (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とします。

## 3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成20年 2 月13日(木)から平成20年 2 月22日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市役所 3 階 財政部管財課 庁舎管理担当

## 4 その他

(1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課 庁舎管理担当

電話 018-866-2053

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成20年 2 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に関する事項

|                 |                                                                                                                                                                   |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 委 託 業 務 名   | 秋田市庁舎機械・冷房設備および八橋別館冷房設備保守点検整備業務                                                                                                                                   |
| (2) 仕 様 書       | 別紙（省略）のとおり                                                                                                                                                        |
| (3) 履 行 場 所     | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号他                                                                                                                                                 |
| (4) 履 行 期 間     | 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで                                                                                                                                     |
| (5) 入 札 参 加 要 件 | ①機械・冷房設備の保守又は施工に関し、公共事業にかかわらず、すべて誠実に履行した実績を有すること。<br>②秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。<br>③租税に滞納がないこと。<br>④地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。<br>⑤本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 |
| (6) 入札参加申込み     |                                                                                                                                                                   |
| 受 付 期 間         | 平成20年 2 月13日(木)から平成20年 2 月22日(金)まで<br>(土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)                                                                            |
| 受 付 場 所         | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当                                                                                                                               |
| (7) 指名（非指名）通知   | 平成20年 2 月28日(木)までに FAX で通知                                                                                                                                        |



|           |   |                                  |
|-----------|---|----------------------------------|
| (8) 入 札   |   |                                  |
| 日         | 時 | 平成20年 3 月 6 日(木) 午前10時30分        |
| 場         | 所 | 秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室 |
| 入 札 保 証 金 |   | 秋田市財務規則第109条による                  |
| (9) 契 約 日 |   | 落札日から平成20年 3 月12日(木)まで           |

## 2 注意事項

## (1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、平成20年 2 月22日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 保守・施工実績書

ウ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成19年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

オ ア、イの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

カ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

## (2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A Xで行います。

## (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とします。

## 3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成20年 2 月13日(木)から平成20年 2 月22日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市役所 3 階 財政部管財課 庁舎管理担当

## 4 その他

(1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課 庁舎管理担当

電話 018-866-2053

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成20年 2 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に関する事項

|                   |                                                                                                                                                                      |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 委 託 業 務 名     | 秋田市消防庁舎電気・機械・空調設備保守点検整備業務                                                                                                                                            |
| (2) 仕 様 書         | 別紙（省略）のとおり                                                                                                                                                           |
| (3) 履 行 場 所       | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号                                                                                                                                                     |
| (4) 履 行 期 間       | 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで                                                                                                                                        |
| (5) 入 札 参 加 要 件   | ①電気・機械・空調設備の保守又は施工に関し、公共事業にかかわらず、すべて誠実に履行した実績を有すること。<br>②秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。<br>③租税に滞納がないこと。<br>④地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。<br>⑤本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 |
| (6) 入 札 参 加 申 込 み |                                                                                                                                                                      |
| 受 付 期 間           | 平成20年 2 月13日(木)から平成20年 2 月22日(金)まで<br>(土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)                                                                               |
| 受 付 場 所           | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当                                                                                                                                  |
| (7) 指 名 (非指名) 通 知 | 平成20年 2 月28日(木)までに FAX で通知                                                                                                                                           |
| (8) 入 札           |                                                                                                                                                                      |
| 日 時               | 平成20年 3 月 6 日(木) 午前10時10分                                                                                                                                            |

|           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 場 所       | 秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室 |
| 入 札 保 証 金 | 秋田市財務規則第109条による                  |
| (9) 契 約 日 | 落札日から平成20年 3 月12日(休)まで           |

## 2 注意事項

## (1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、平成20年 2 月22日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 保守・施工実績書

ウ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成19年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

オ ア、イの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

カ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

## (2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

## (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とします。

## 3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成20年 2 月13日(休)から平成20年 2 月22日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市役所 3 階 財政部管財課 庁舎管理担当

## 4 その他

(1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課 庁舎管理担当

電話 018-866-2053

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成20年 2 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に関する事項

|                   |                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 委 託 業 務 名     | 秋田市庁舎構内駐車場整理業務                                                                                                                                                                                  |
| (2) 仕 様 書         | 別紙（省略）のとおり                                                                                                                                                                                      |
| (3) 履 行 場 所       | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号他                                                                                                                                                                               |
| (4) 履 行 期 間       | 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで                                                                                                                                                                   |
| (5) 入 札 参 加 要 件   | ①警備業の認定および、警備員指導教育責任者の資格を有していること。<br>②駐車場整理業務に関し、公共事業にかかわらず、すべて誠実に履行した実績を有すること。<br>③秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。<br>④租税に滞納がないこと。<br>⑤地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。<br>⑥本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 |
| (6) 入 札 参 加 申 込 み |                                                                                                                                                                                                 |
| 受 付 期 間           | 平成20年 2 月13日(休)から平成20年 2 月22日(金)まで<br>(土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)                                                                                                          |
| 受 付 場 所           | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当                                                                                                                                                             |
| (7) 指 名 (非指名) 通 知 | 平成20年 2 月28日(休)までに FAX で通知                                                                                                                                                                      |
| (8) 入 札           |                                                                                                                                                                                                 |
| 日 時               | 平成20年 3 月 6 日(休) 午前 9 時50分                                                                                                                                                                      |
| 場 所               | 秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室                                                                                                                                                                |
| 入 札 保 証 金         | 秋田市財務規則第109条による                                                                                                                                                                                 |
| (9) 契 約 日         | 落札日から平成20年 3 月12日(休)まで                                                                                                                                                                          |

## 2 注意事項

## (1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、平成20年 2 月22日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 保守・施工実績書

ウ 警備業の認定および警備員指導教育責任者の資格を証明できるもの

エ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成19年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

カ ア、イの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

## (2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A Xで行います。

## (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とします。

## 3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成20年 2 月13日(水)から平成20年 2 月22日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市役所 3 階 財政部管財課 庁舎管理担当

## 4 その他

(1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課 庁舎管理担当

電話 018-866-2053

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成20年 2 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に関する事項

|                   |                                                                                                                                                                   |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 委 託 業 務 名     | 秋田市庁舎・八橋別館廃棄物収集・運搬業務                                                                                                                                              |
| (2) 仕 様 書         | 別紙（省略）のとおり                                                                                                                                                        |
| (3) 履 行 場 所       | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号他                                                                                                                                                 |
| (4) 履 行 期 間       | 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで                                                                                                                                     |
| (5) 入 札 参 加 要 件   | ①秋田市の一般廃棄物収集運搬業務の許可業者であること。<br>②一般廃棄物収集運搬業務に関し、公共事業にかかわらず、すべて誠実に履行した実績を有すること。<br>③租税に滞納がないこと。<br>④地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。<br>⑤本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 |
| (6) 入 札 参 加 申 込 み |                                                                                                                                                                   |
| 受 付 期 間           | 平成20年 2 月13日(水)から平成20年 2 月22日(金)まで<br>(土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)                                                                            |
| 受 付 場 所           | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当                                                                                                                               |
| (7) 指 名 (非指名) 通 知 | 平成20年 2 月28日(木)までに FAX で通知                                                                                                                                        |
| (8) 入 札           |                                                                                                                                                                   |
| 日 時               | 平成20年 3 月 6 日(木) 午前 9 時30分                                                                                                                                        |
| 場 所               | 秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室                                                                                                                                  |
| 入 札 保 証 金         | 秋田市財務規則第109条による                                                                                                                                                   |
| (9) 契 約 日         | 落札日から平成20年 3 月12日(木)まで                                                                                                                                            |

## 2 注意事項

## (1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、平成20年 2 月22日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 保守・施工実績書

ウ 一般廃棄物収集運搬許可業者であることを証明できるもの

エ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成19年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

オ 住民票（法人にあっては登記簿謄本又は登記事項証明書）（写し可）

カ ア、イの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

## (2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

## (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

## 3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成20年 2 月13日(水)から平成20年 2 月22日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市役所 3 階 財政部管財課 庁舎管理担当

## 4 その他

(1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課 庁舎管理担当

電話 018-866-2053

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

## (1) 入札に付する業務は下表のとおりである。

| 業 務 名                      | 内 容                                                                     | 委託期間                   | 入 札 参 加 要 件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成20年度版<br>市民便利帳<br>作成業務委託 | 市が提供する行政情報（約100ページ）に広告等（おおむね30ページ以内）を加え、「市民便利帳」を作成する。発行元は受注者と秋田市の連名とする。 | 契約締結日～<br>平成20年 5 月15日 | 次の1から6までの要件を満たすもの<br>1 市の提供する行政情報に広告等を加え、市民便利帳を作成することができること。<br>2 過去2年の間に市、国（公社、公団および独立行政法人を含む）、県又は他の地方公共団体と公共的な業務に関する契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。<br>3 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる支店、営業所等を有していること。<br>4 消費税、法人市民税、固定資産税に滞納がないこと。<br>5 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。<br>6 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 |

## 2 業務の仕様書および見本の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成20年 2 月18日(水)から平成20年 2 月27日(水)までの平日

(2) 閲覧場所等

・秋田市企画調整部広報課

（市役所本庁舎 2 階、午前 8 時30分から午後 5 時30分まで）

・広報課ホームページ（仕様書のみ）

## 3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 2 月27日(水)までに、次に掲げる書類（以下、「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書



イ 契約経歴書

ウ 法人登記簿謄本（申請日前の 3 か月以内のもの。写し可）

エ 納税証明書（写し可）

法人市民税…直近の事業年度のもの、固定資産税…平成19年度第 1 期～第 3 期分、消費税…消費税および地方消費税（未納税額のない証明用、申請時納期到来分までのもの。課税されていない場合はその証明書）

(2) 申込書等の提出 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付時間 平成20年 2 月18日(月)から平成20年 2 月27日(水)までの平日、午前 8 時30分から午後 5 時30分まで

イ 受付場所 秋田市企画調整部広報課

ウ 申請用紙 公募型指名競争入札参加申込書と契約経歴書は、秋田市企画調整部広報課又は広報課ホームページから入手のこと

#### 4 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成20年 3 月 6 日(水) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市職員研修棟第 1 研修室（2 階）

(3) 契 約 日 平成20年 3 月10日(水)（予定）

(4) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て

た額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免除事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は 2 回を限度とする。

5 入札保証金および契約保証金 免除とする。

6 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により指名されない場合がある。その者には選定通知によりその旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 2 月 29 日(金)に行う。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市企画調整部広報課文書広報担当

電話 018-866-2034

#### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

| 業 務 名                        | 履 行 場 所             | 期 間                            | 入 札 参 加 要 件                                                                                                                   |
|------------------------------|---------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 秋田市立学校（旧秋田市地区）<br>ごみ収集、運搬業務  | 秋田市立学校（旧<br>秋田市地区）  | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 | ・秋田市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者のうち<br>①から③の要件をすべて満たす者<br>①塵芥車を 3 台以上保有する者<br>②従業員のうち運転手が 3 人以上いる者<br>③資源化物（ビン・缶・古紙等）を収集するトラック<br>を保有する者 |
| 秋田市立学校（河辺・雄和地区）<br>ごみ収集、運搬業務 | 秋田市立学校（河<br>辺・雄和地区） | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 | ・秋田市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者のうち<br>①から③の要件をすべて満たす者<br>①塵芥車を 1 台以上保有する者<br>②従業員のうち運転手が 1 人以上いる者<br>③資源化物（ビン・缶・古紙等）を収集するトラック<br>を保有する者 |

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中の者でないこと。

#### 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 3 月13日(水) 午前 9 時

入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年 3 月14日(金)

注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、

入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 2 月29日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付  
申込書は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成20年 2 月19日(火)から平成20年 2 月29日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで  
イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課 企画経理担当  
ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
  - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
  - (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
  - (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 3 月 4 日(火)午後に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
  - (1) 閲覧期間は、平成20年 2 月19日(火)から平成20年 2 月29日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
  - (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 3 階  
秋田市教育委員会総務課企画経理担当
- 6 その他
  - (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。
  - (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会総務課企画経理担当  
電話 018-826-9023

#### 秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の施行について認可したので、同法第 9 条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成20年 2 月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称  
御所野ニュータウン北第五地区土地区画整理事業
- 2 施行地区  
秋田市上北手猿田字寺ノ沢、字中谷地、字堤ノ沢の各一部
- 3 事務所の所在地  
秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 4
- 4 施行認可の年月日  
平成20年 2 月19日
- 5 施行者の名称  
独立行政法人都市再生機構 理事長 小 野 邦 久  
上記代理人 秋田都市開発事務所長 磯 田 悟
- 6 事業施行期間

平成20年 2 月19日から平成23年 3 月31日まで

- 7 事業年度  
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
- 8 公告の方法  
独立行政法人都市再生機構秋田都市開発事務所の掲示板および秋田市役所の掲示板に掲示する。

#### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託名  
秋田市河辺地域活動センター管理業務委託
  - (2) 委託場所  
秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2  
秋田市河辺地域活動センター
  - (3) 委託期間  
平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで
- 2 入札参加に必要な資格
  - (1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。
  - (2) 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であり、過去 2 年以内に秋田県内の法人や自治体での同等な業務の受注実績があること。
  - (3) 租税に滞納がないこと。
  - (4) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- 3 入札に関する事項
  - (1) 日時 平成20年 3 月10日(月) 午前11時
  - (2) 場所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2  
秋田市河辺市民センター  
(河辺市民センター 2 階第 1 会議室)
  - (3) 注意事項  
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行は 2 回を限度とする。
- 4 入札保証金に関する事項  
免除する。
- 5 入札の無効に関する事項
  - (1) 郵便による入札は認めないものとする。
  - (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。
- 6 入札参加申し込みに関する事項
  - (1) 入札参加者は、平成20年 2 月28日(木)までに次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））  
 イ 営業経歴書（様式 2（省略））  
 ウ 納税証明書
- （ア）消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。）  
 （イ）秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）  
 （ウ）秋田市に納めた固定資産税  
 ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可とする。
- エ 登記事項証明書（個人営業の方は住民票）
- (2) 申込書等の提出  
 申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。
- (3) 申込書等の受付  
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成20年 2 月20日(木)から平成20年 2 月28日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで  
 イ 受付場所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2  
 秋田市河辺市民センター総務班  
 ウ 申請用紙 秋田市河辺市民センター総務班もしくは、秋田市ホームページから入手すること。
- 7 指名に関する事項
- (1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。  
 (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。  
 (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成20年 3 月 4 日(火)午前に行う。
- 8 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間 平成20年 2 月20日(木)から 2 月28日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。  
 (2) 閲覧場所 秋田市河辺市民センター総務班又は秋田市ホームページとする。
- 9 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
 (2) 提出された書類は、返却しない。  
 (3) 問い合わせ先  
 秋田市河辺市民センター総務班 総務担当  
 電話 018-882-5221

#### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委託名  
 秋田市雄和地域活動センター管理業務委託

- (2) 委託場所  
 秋田市雄和妙法字上大部48番地 1  
 秋田市雄和地域活動センター
- (3) 委託期間  
 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで
- 2 入札参加に必要な資格
- (1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。  
 (2) 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であり、過去 2 年以内に秋田県内の法人や自治体での同等な業務の受注実績があること。  
 (3) 租税に滞納がないこと。  
 (4) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 日時 平成20年 3 月10日(月) 午後 3 時30分  
 (2) 場所 秋田市雄和妙法字上大部48番地 1  
 秋田市雄和市民センター 1 階会議室  
 (3) 注意事項  
 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 ウ 入札執行は 2 回を限度とする。
- 4 入札保証金に関する事項  
 免除する。
- 5 入札の無効に関する事項
- (1) 郵便による入札は認めないものとする。  
 (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。
- 6 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 入札参加者は、平成20年 2 月28日(木)までに次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））  
 イ 営業経歴書（様式 2（省略））  
 ウ 納税証明書
- （ア）消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。）  
 （イ）秋田市に納めた法人市民税（個人営業主の方は、個人市民税）  
 （ウ）秋田市に納めた固定資産税  
 ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可とする。
- エ 登記事項証明書（個人営業の方は住民票）
- (2) 申込書等の提出  
 申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるもの

は受け付けられないものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月20日(木)から平成20年 2 月28日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市雄和妙法字上大部48番地 1

秋田市雄和市民センター総務班

ウ 申請用紙 秋田市雄和市民センター総務班もしくは、秋田市ホームページから入手すること。

7 指名に関する事項

(1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成20年 3 月 4 日(火)午前に行う。

8 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成20年 2 月20日(木)から 2 月28日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市雄和市民センター総務班又は秋田市ホームページとする。

9 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市雄和市民センター総務班 管財担当

電話 018-886-5535

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 委託名

秋田市河辺市民センター冷房用設備保守点検整備業務委託

(2) 仕様書

別紙（省略）のとおりに

(3) 委託場所

秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2

秋田市河辺市民センター

(4) 委託期間

平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

2 入札参加要件

(1) 本市の入札参加資格審査申請書を申請し、受理されていること。

(2) 秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。

(3) 秋田市の平成19年度建設工事登録業者名簿の電気業に登録されている者であり、過去 3 年以内に秋田県内の自治体での冷房用設備の保守又は施工に関する受注実績があること。

(4) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

(5) 本市の指名停止期間中又は入札参加停止期間中でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 日時 平成20年 3 月10日(月) 午前10時

(2) 場所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2

秋田市河辺市民センター第 1 会議室

(河辺市民センター 2 階)

(3) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行は 2 回を限度とする。

4 入札保証金に関する事項 免除

5 入札の無効に関する事項

(1) 郵便による入札は認めないものとする。

(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

6 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札参加者は、平成20年 2 月28日(木)までに次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1 （省略））

イ 実績調書（様式 2 （省略））

(2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月20日(木)から平成20年 2 月28日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2

秋田市河辺市民センター総務班

ウ 申請用紙 秋田市河辺市民センター総務班もしくは、秋田市ホームページから入手すること。

7 指名に関する事項

(1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、非指名通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および非指名通知は、平成20年 3 月 4 日(火)までに通知する。

8 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成20年 2 月20日(木)から 2 月28日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市河辺市民センター総務班又は秋田市ホームページとする。

9 その他



- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先  
秋田市河辺市民センター総務班管財担当  
電話 018-882-5222

#### 秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委託名  
秋田市雄和市民センター空調機器保守点検整備業務委託
- (2) 仕様書  
別紙（省略）のとおりに
- (3) 委託場所  
秋田市雄和妙法字上大部48番地 1  
秋田市雄和市民センター
- (4) 委託期間  
平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

#### 2 入札参加要件

- (1) 本市の入札参加資格審査申請書を申請し、受理されていること。
- (2) 秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。
- (3) 秋田市の平成19年度建設工事登録業者名簿の管工事に登録されている者であり、これまでに秋田県内の法人や自治体で同種の業務委託の受注実績があること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- (5) 本市の指名停止期間中、又は入札参加停止期間中でないこと。

#### 3 入札に関する事項

- (1) 日時 平成20年 3 月10日(月) 午後 2 時
- (2) 場所 秋田市雄和妙法字上大部48番地 1  
秋田市雄和市民センター 1 階会議室
- (3) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行は 2 回を限度とする。

#### 4 入札保証金に関する事項 免除

#### 5 入札の無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

#### 6 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札参加者は、平成20年 2 月28日(木)までに次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査

を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1 （省略））

イ 実績調査（様式 2 （省略））

#### (2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

#### (3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月20日(木)から平成20年 2 月28日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市雄和妙法字上大部48番地 1

秋田市雄和市民センター総務班

ウ 申請用紙 秋田市雄和市民センター総務班もしくは、秋田市ホームページから入手すること。

#### 7 指名に関する事項

- (1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、非指名通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および非指名通知は、平成20年 3 月 4 日(火)までに通知する。

#### 8 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成20年 2 月20日(木)から 2 月28日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市雄和市民センター総務班又は秋田市ホームページとする。

#### 9 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先  
秋田市雄和市民センター総務班管財担当  
電話 018-886-5535

#### 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成19年度第10号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成20年 2 月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 閲覧場所 秋田市山王一丁目 2 番34号

秋田市農林部農林総務課

#### 2 閲覧期間 平成20年 2 月22日から

平成20年 3 月12日まで

ただし、土曜日、日曜日を除く。

#### 3 閲覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時30分まで

#### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 下新城児童室管理業務  
 (2) 委託場所 下新城児童室（下新城小学校内）  
 (3) 委託内容 下新城小学校玄関に管理人を配置し、来校者へ対応するとともに、校舎内外の巡回等を行う。  
 (4) 委託期間 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで  
 日曜日、祝日、年末年始および児童室の臨時休館日を除く。ただし、児童室が開館するときは、この限りではない。

## (5) 入札参加要件

- ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。  
 イ 児童の健全育成を目的とする児童室の特殊性を認識し、本業務を適切に遂行するに足る能力を有する者であること。  
 ウ 租税に滞納がないこと。  
 エ 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。

## 2 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成20年 3 月18日(火) 午前10時  
 (2) 場 所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階  
 秋田市教育委員会「教育委員会室」  
 (3) 契 約 日 平成20年 3 月21日(金)  
 (4) 注意事項  
 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 ウ 入札執行は 2 回を限度とする。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成20年 3 月 7 日(金)午後 4 時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
 ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））  
 イ 営業経歴書（様式 2（省略））  
 ウ 納税証明書 ※写し可能  
 (ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）  
 (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票） ※写し可能

## (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月22日(金)から平成20年 3 月 7 日(金)までの土曜日および日曜日を除く、毎日午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会生涯学習室

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会生涯学習室もしくは、秋田市ホームページから入手すること。

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。  
 (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。  
 (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 3 月13 日(木)に行う。

## 5 仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成20年 2 月22日(金)から平成20年 3 月 7 日(金)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会生涯学習室

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。  
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市教育委員会生涯学習室青少年担当  
 電話 018-826-9048

## 秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

| 業務委託名                   | 委 託 場 所             | 委 託 期 間                        | 入 札 参 加 要 件                                                                                       |
|-------------------------|---------------------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 太平山自然学習センター施設管理（警備）業務委託 | 秋田市仁別字マントラメ 227番地 1 | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 | 次の①から③の要件を満たしていること。<br>①当センターと同規模以上の施設で当該業務に実績があること。<br>②秋田市内に本社・支店・営業所等を有していること。<br>③租税に滞納がないこと。 |
| 太平山自然学習センター設備保守点検業務委託   | 太平山自然学習センター「まんたらめ」  |                                |                                                                                                   |
| 太平山自然学習センター食事提供等業務委託    |                     |                                |                                                                                                   |

## (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止又は、入札参加資格停止期間中でないこと。

## 2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成20年 3 月12日(水) 午前10時

(2) 入札の場所 太平山自然学習センター「まんだらめ」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成20年 3 月17日(月) (予定)

## (5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））

イ 業務実績調書（様式 2（省略））

ウ 納税証明書（写し可）

※秋田市の平成19年度庁舎清掃業者等登録名簿の登録業者は不要

(ア) 消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税（平成19年度分）  
 ・消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
 ・納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でもよい

エ 登記簿謄本（写し可）

※秋田市の平成19年度庁舎清掃業者等登録名簿の登録業者は不要

・法人 商業登記簿謄本（申請日前 3 か月以内のもの）

・個人 身分証明書（申請日前 3 か月以内のもの）

オ その他 食事提供等業務に参加する者は、3 食（朝500円・昼500円・夕700円）の献立表（食材名・数量・栄養価等が記載されていること。）

## (2) 申込書等の提出

申込書等は、持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月21日(木)から平成20年 2 月28日(木)までの休館日（2 月25日の月曜日）を除く毎日で、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所 太平山自然学習センター「まんだらめ」

ウ 参加申込書 太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

## 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成20年 3 月 6 日(木)に F A X で送付する。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成20年 2 月21日(木)から平成20年 3 月 7 日(金)までの休館日（2 月25日の月曜日）を除く毎日で、時間は午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧場所 太平山自然学習センター「まんだらめ」事務室

## 6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
 太平山自然学習センター「まんだらめ」  
 電話 018-827-2171

## 秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成20年 2 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 申請者の住所および氏名

秋田市山王三丁目 3 番18号

大和ハウス工業株式会社 秋田支店

支店長 柴 田 正 樹

## 2 道路位置指定箇所

秋田市川尻総社町217番 1

## 3 道路幅員 4.15メートル

## 4 道路延長 25.05メートル

## 5 指定年月日および番号

平成20年 2 月22日 第 8 号

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

(1) 委 託 名 中央図書館明徳館書籍類等配送業務業務委託



- (2) 委託場所 秋田市千秋明徳町 4 番 4 号  
秋田市立中央図書館明徳館
- (3) 委託期間 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで
- (4) 入札参加要件
- ア 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。
- イ 書籍類の運送又は宅配の実績があること。
- ウ 運搬時間の制約を受けるなかで、履行可能であること。
- エ 租税に滞納がないこと。
- オ 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- カ 本市の指名停止中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

## 2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成20年 3 月21日(金) 午前10時30分
- (2) 入札の場所 秋田市千秋明徳町 4 番 4 号  
秋田市立中央図書館明徳館 2 階研修室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 落札日から平成20年 3 月27日(木)までに行う。

## 注意事項

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 3 月 7 日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））
- イ 配送業務経歴書（様式2（省略））
- ウ 納税証明書（写し可）
- ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）
  - ・秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）
  - ・秋田市に納めた固定資産税（平成19年度分）
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
- エ 住民票（法人にあっては登記簿謄本又は登記事項証明書）（写し可）
- (2) 申込書の提出  
申込書の提出は持参によるものとする。
- (3) 申込書の受付  
申込書は、次のとおり受付する。
- ア 受付期間 平成20年 2 月22日(金)から平成20年 3 月 7 日(金)までの毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- イ 受付場所 秋田市千秋明徳町 4 番 4 号  
秋田市立中央図書館明徳館

ウ 申込用紙 秋田市立中央図書館明徳館又は、秋田市ホームページから入手のこと。

## 4 指名通知に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 3 月 18日(木)までに行う。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成20年 2 月22日(金)から平成20年 3 月 7 日(金)までの毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市千秋明徳町 4 番 4 号  
秋田市立中央図書館明徳館

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市立中央図書館明徳館 図書管理担当（小室又は幡江）  
電話 018-832-9220

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 中央図書館明徳館電気・機械設備保守業務委託
- (2) 委託場所 秋田市千秋明徳町 4 番 4 号  
秋田市立中央図書館明徳館
- (3) 委託期間 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで
- (4) 入札参加要件

- ア 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。
- イ 設備管理（電気、冷暖房空調、給排水衛生設備）の保守、点検整備が可能な業者であり、同種の業務実績があること。
- ウ 租税に滞納がないこと。
- エ 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- オ 本市の指名停止中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

## 2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成20年 3 月21日(金) 午前 9 時
- (2) 入札の場所 秋田市千秋明徳町 4 番 4 号  
秋田市立中央図書館明徳館 2 階研修室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 落札日から平成20年 3 月27日(木)までに行う。

## 注意事項

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額



の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

### 3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 3 月 7 日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））

イ 電気・機械設備保守業務経歴書（様式2（省略））

ウ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成19年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 住民票（法人にあっては登記簿謄本又は登記事項証明書）（写し可）

(2) 申込書の提出

申込書の提出は持参によるものとする。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受付する。

ア 受付期間 平成20年 2 月22日(金)から平成20年 3 月 7 日(金)までの毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 受付場所 秋田市千秋明徳町 4 番 4 号

秋田市立中央図書館明徳館

ウ 申込用紙 秋田市立中央図書館明徳館又は秋田市ホームページから入手のこと。

### 4 指名通知に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 3 月 18日(火)までに行う。

### 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成20年 2 月22日(金)から平成20年 3 月 7 日(金)までの毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市千秋明徳町 4 番 4 号

秋田市立中央図書館明徳館

### 6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市立中央図書館明徳館 図書管理担当（小室又は幡江）  
電話 018-832-9220

### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

### 1 入札に付する事項

(1) 委 託 名 秋田市立小学校警備業務委託

(2) 委託場所 秋田市立小学校（47校）

(3) 委託期間 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで。  
常駐は平成20年 4 月 7 日からとする。

土曜日・日曜日・祝日および夏季・秋季・冬季・春季休業期間等を除く。ただし、学校で必要とした場合はこの限りではない。

### (4) 入札参加要件

ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。

イ 常駐警備について、過去 3 年以内に秋田県内の法人や自治体での受注実績があること。

ウ 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

エ 警備業法（昭和47年法律第117号）第 3 条各項に掲げるいずれにも該当せず、都道府県公安委員会から警備業の認定を受けていること。

オ 租税に滞納がないこと。

### 2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成20年 3 月10日(月) 午後 1 時30分

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号

秋田市山王21ビル 4 階

秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成20年 3 月12日(水)

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

### 3 入札参加申込に関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 3 月 3 日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））

イ 営業経歴書（様式 2（省略））

ウ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書（写し可能）に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

- エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）※写し可能  
 オ 警備業認定書の写し
- (2) 申込書等の提出  
 申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付  
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成20年 2 月22日(金)から平成20年 3 月 3 日(月)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1 番53号  
 秋田市教育委員会学事課
- ウ 申請用紙 秋田市教育委員会学事課もしくは秋田市役所ホームページから入手すること。
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成20年 3 月 5 日(水)に行う。
- 5 仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間 2 月22日(金)から 3 月 3 日(月)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先  
 秋田市教育委員会学事課保健給食担当  
 電話 018-866-2243

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

### 1 入札に付する事項

- (1) 物件名  
 自治振興課・各地域センター用ファクシミリ納入設置および賃貸
- (2) 物品名および数量  
 レーザー普通紙ファクシミリ14台（仕様書のとおり）
- (3) 納入期限 平成20年 3 月31日(月)
- (4) 納入場所 秋田市の指定する場所

### 2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成20年 3 月10日(月) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
 秋田市財政部契約課入札室（3 階）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成20年 3 月14日(金)予定
- (5) 注意事項  
 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参

加すること。

- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

### 3 契約に関する事項

- (1) 契約期間 契約締結の日から平成25年 3 月31日まで
- (2) 賃貸借期間 平成20年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

### 4 入札参加に必要な資格

- (1) 秋田市内に本社、支店、営業所等を有すること。
- (2) 本件に係る物品の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること。（本件に関して、賃貸借契約が可能で業者とリース料率について覚書等を締結している場合も可）
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

### 5 仕様書の配布に関する事項

- (1) 配布期間 平成20年 2 月22日(金)から平成20年 2 月28日(木)までの土日・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- (2) 配布場所 秋田市役所 3 階市民生活部自治振興課振興担当

### 6 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 2 月28日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））

イ 営業経歴書（様式 2（省略））

ウ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税（平成19年度分）

※消費税、法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

エ 登記簿謄本又は登記事項証明書、個人営業の方は住民票（写し可）

オ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し

※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ賃貸借契約可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分を伏せた写しを提出すること。

### (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

### (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月22日(金)から平成20年 2 月28日(木)までの土日・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市役所 3 階

市民生活部自治振興課振興担当

ウ 申請用紙 秋田市市民生活部自治振興課又は秋田市ホームページから入手すること。

#### 7 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 3 月 4 日(火)午後に通知する。

#### 8 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市市民生活部自治振興課振興担当  
電話 018-866-2036

#### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

| 委託番号・委託名                                                   | 委託場所                                                                   | 委 託 期 間                        | 入 札 参 加 要 件                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教委総務課 第 2 号<br>秋田市立小・中学校<br>消防用設備保守点検<br>業務委託<br>(北部地域)    | 秋田市北部地域に位置する<br>秋田市立小学校 8 校、中学校<br>5 校                                 | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 | (教委総務課第 2 号から第 7 号共通)<br>次の①から④の要件をいずれも満たすこと。<br>①秋田県消防設備保守協会の「表示登録会員」であること。<br>②市内に表示登録された本社又は営業所等を有していること。<br>③次の各「類」ごとの消防設備士(第 1 類、第 4 類、第 5 類、第 6 類、第 7 類)が代表者又は社員として市内の本社、営業所等に合わせて 2 名以上在籍していること。<br>ただし、上記の資格を有する消防設備士 2 名以上でこの各「類」をすべて満たしていること。<br>④租税に滞納がないこと。 |
| 教委総務課 第 3 号<br>秋田市立小・中学校<br>消防用設備保守点検<br>業務委託<br>(南部地域)    | 秋田市南部地域およびその<br>近隣地区に位置する<br>秋田市立小学校 6 校、中学校<br>4 校                    | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 教委総務課 第 4 号<br>秋田市立小・中学校<br>消防用設備保守点検<br>業務委託<br>(東部地域)    | 秋田市東部地域およびその<br>近隣地区に位置する<br>秋田市立小学校 8 校、中学校<br>4 校                    | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 教委総務課 第 5 号<br>秋田市立小・中学校<br>消防用設備保守点検<br>業務委託<br>(西部地域)    | 秋田市西部地域およびその<br>近隣地区に位置する<br>秋田市立小学校10校(旧小<br>学校の 1 施設を含む)、中<br>学校 4 校 | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 教委総務課 第 6 号<br>秋田市立小・中学校<br>消防用設備保守点検<br>業務委託<br>(中央地域)    | 秋田市中央地域およびその<br>近隣地区に位置する<br>秋田市立小学校 8 校、中<br>学校 3 校                   | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 教委総務課 第 7 号<br>秋田市立小・中学校<br>消防用設備保守点検<br>業務委託<br>(河辺、雄和地域) | 秋田市河辺地域および雄和<br>地域に位置する<br>秋田市立小学校 8 校、中<br>学校 3 校                     | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 教委総務課 第 8 号<br>秋田市立小・中学校<br>浄化槽維持管理業務<br>委託 (北部地域)         | 秋田市北部地域に位置する<br>秋田市立小学校 4 校、中<br>学校 1 校                                | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 | (教委総務課第 8 号から第10号共通)<br>次の①、②の要件をいずれも満たすこと。<br>①秋田市浄化槽保守点検登録業者であること。<br>②租税に滞納がないこと。                                                                                                                                                                                    |

|                                                               |                                                                             |                          |                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教委総務課 第9号<br>秋田市立小・中学校<br>浄化槽維持管理業務<br>委託 (東部地域)              | 秋田市東部地域に位置する<br>秋田市立小学校5校、中学<br>校2校                                         | 平成20年4月1日～<br>平成21年3月31日 |                                                                                                                                               |
| 教委総務課 第10号<br>秋田市立小・中学校<br>浄化槽維持管理業務<br>委託 (南部地域)             | 秋田市南部地域、西部地域<br>およびその近隣地区に位置<br>する<br>秋田市立小学校5校(旧小<br>学校の1施設を含む。)、中<br>学校3校 | 平成20年4月1日～<br>平成21年3月31日 |                                                                                                                                               |
| 教委総務課 第11号<br>秋田市立小・中学校<br>水処理装置保守点検<br>業務委託                  | 川尻小学校、四ツ小屋小学<br>校、下浜小学校、将軍野中<br>学校                                          | 平成20年4月1日～<br>平成21年3月31日 | 次の①から③の要件をいずれも満たすこと。<br>①井水関係設備の保守又は施工に関し、公共事業にか<br>かわらず実績を有すること。<br>②秋田市内に本社・支店・営業所等を有する者である<br>こと。<br>③租税に滞納がないこと。                          |
| 教委総務課 第12号<br>秋田市立小・中学校<br>プール循環ろ過装置<br>保守点検業務委託<br>(北部、中央地域) | 秋田市北部地域、中央地域<br>およびその近隣地区に位置<br>する<br>秋田市立小学校19校、中学<br>校9校                  | 平成20年4月1日～<br>10月31日     | (教委総務課第12号、第13号共通)<br>次の①から③の要件をいずれも満たすこと。<br>①プール循環ろ過装置の保守又は施工に関し、公共事<br>業にかかわらず実績を有すること。<br>②秋田市内に本社・支店・営業所等を有する者である<br>こと。<br>③租税に滞納がないこと。 |
| 教委総務課 第13号<br>秋田市立小・中学校<br>プール循環ろ過装置<br>保守点検業務委託<br>(南部、西部地域) | 秋田市南部地域、西部地域<br>およびその近隣地区に位置<br>する<br>秋田市立小学校19校、中学<br>校10校                 | 平成20年4月1日～<br>10月31日     |                                                                                                                                               |

## (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号  
の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でな  
いこと。

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年3月21日(金)

教委総務課 第2号から第7号

午後1時30分から午後2時30分まで

教委総務課 第8号から第10号

午後2時30分から午後3時まで

教委総務課 第11号

午後3時から午後3時10分まで

教委総務課 第12号、第13号

午後3時10分から午後3時30分まで

入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年3月27日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、  
入札に参加すること。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された  
金額に当該金額の100分の5に相当する額を加  
算した金額(当該金額に1円未満の端数がある  
ときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価  
格とするので、消費税および地方消費税に係る

課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積  
もった契約希望金額の105分の100に相当する金  
額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年3月6日(木)までに、  
次に掲げる書類(以下、「申込書等」という。)を提出し、入  
札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ (ア) 消防用保守点検業務委託の申込者

・秋田県消防設備保守協会の表示登録会員証の写し

※表示登録の有効期限については、平成21年3月31日  
まで継続していること。なお、現在の登録が委託期  
間の途中で満了となる場合は、登録更新手続きをし  
たうえで有効期限を更新中であることの証明書を提  
出のこと。

・消防設備士(第1類、第4類、第5類、第6類、第  
7類)の免状(表裏)の写し

・上記資格を有する消防設備士が、代表者又は社員と  
して市内の本社、営業所等に2名以上在籍し、この  
各「類」すべて満たしていることを証明できるもの。

(イ) 浄化槽維持管理業務委託の申込者

秋田市の浄化槽保守点検業者登録通知の写し

(ウ) 水処理装置保守点検業務委託およびプール循環ろ過  
装置保守点検業務委託の申込者  
保守業務実績調査(様式2(省略))又は工事施工



実績調書（様式 3（省略））

※保守業務の実績がある場合は、工事施工実績調書の提出は不要。

## ウ 納税証明書

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成19年度分）

※消費税、法人市民税は、直近の営業年度のもの

※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構

エ 登記簿謄本（消防用保守点検業務委託および浄化槽維持管理業務委託の申込者は不要）

## (2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月26日(火)から平成20年 3 月 6 日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課 施設担当

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

## 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 3 月 17日(月)に行う。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成20年 2 月25日(月)から平成20年 3 月19日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課施設担当

住所 秋田市山王二丁目 1 番53号

山王21ビル 3 階

## 6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会総務課施設担当

電話 018-866-2242

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

| 委 託 名                         | 委託場所                 | 委 託 期 間                        | 入 札 参 加 要 件                                                                                                                               |
|-------------------------------|----------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教ス 第 6 号<br>八橋陸上競技場芝生管理業務委託   | 秋田市八橋運動公園<br>1 番10号  | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 | 1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者<br>2 建設業法に定める 1 級又は 2 級造園施工管理技士を有する者<br>3 サッカーおよびラグビー競技等の公式試合が行えるスポーツターフの維持管理業務において、過去 5 年間に、元請負人として、年間維持管理実績がある者 |
| 教ス 第 7 号<br>八橋球技場芝生管理業務委託     | 秋田市八橋運動公園<br>1 番 1 号 |                                |                                                                                                                                           |
| 教ス 第 8 号<br>八橋健康広場芝生管理業務委託    | 秋田市八橋運動公園<br>内       |                                |                                                                                                                                           |
| 教ス 第 9 号<br>スポパークかわべ芝生等管理業務委託 | 秋田市河辺岩見字萱森上野17番地 2   |                                |                                                                                                                                           |

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 租税に滞納がないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 3 月21日(金) 午前 9 時30分

入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階

秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年 3 月27日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加

算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

### 3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 3 月 7 日(金)までに、次に掲げる書類（以下、「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））

イ 業務内容調書（様式 2（省略））

(ア) 商号（名称）および代表者氏名

法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。

(イ) 従業員数

提出日現在における従業員数を区別に記入する。  
（秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。）

(ウ) 有資格者

指定した資格ごとの人数を記入する。（有資格証明書の写しを添付すること。）

ウ 営業経歴書

営業実績および秋田市内における常時契約を締結する本社、支社、営業所等の所在状況についての記載を含んだ最新の書類

エ 業務受注状況調

提出期日現在までの業務受注状況（業務請負契約書の写しおよび年間維持管理実績ならびに施設で開催された各種競技大会の規模・実績等がわかるものを添付すること。）

オ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの  
※納税証明書にかわって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している

場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

カ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月27日(木)から平成20年 3 月 7 日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市役所ホームページから入手のこと。

### 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 3 月 17日(月)までに行なう。

### 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成20年 2 月27日(木)から平成20年 3 月 7 日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

住所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階

### 6 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

電話 018-866-2247

### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

### 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

| 委 託 名                                    | 委託場所                | 委 託 期 間                        | 入 札 参 加 要 件                                                      |
|------------------------------------------|---------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 教ス 第10号<br>八橋運動公園内体育施設夜間<br>照明設備保守点検業務委託 | 秋田市八橋運動<br>公園内      | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 | 1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者<br>2 電気工事士法に定める第 1 種電気工事士と同程度以上の資格者を有する者 |
| 教ス 第11号<br>市民グラウンド夜間照明設備<br>保守点検業務委託     | 秋田市新屋豊町<br>153- 1 外 |                                |                                                                  |

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 租税に滞納がないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 3 月21日(金) 午前10時30分

入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年 3 月27日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 3 月 7 日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式 1 (省略))

イ 業務内容調書(様式 2 (省略))

(ア) 商号(名称)および代表者氏名

法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。

(イ) 従業員数

提出日現在における従業員数を区分別に記入する。(秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。)

(ウ) 有資格者

指定した資格ごとの人数を記入する。(有資格証明書の写しを添付すること。)

ウ 営業経歴書

営業実績および秋田市内における常時契約を締結する本社、支社、営業所等の所在状況についての記載を含んだ最新の書類

エ 業務受注状況調

提出期日現在までの業務受注状況(業務請負契約書の写しおよび年間維持管理実績がわかるものを添付すること。)

オ 納税証明書

(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その 3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は、個人市民

税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

カ 登記簿謄本(個人事業主は、住民票)

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月27日(木)から平成20年 3 月 7 日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市役所ホームページから入手のこと。

## 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 3 月 17日(月)までに行なう。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成20年 2 月27日(木)から平成20年 3 月 7 日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当  
住 所 秋田市山王二丁目 1 番53号  
山王21ビル 4 階

## 6 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当  
電話 018-866-2247

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

| 委 託 名                              | 委託場所                 | 委 託 期 間                        | 入 札 参 加 要 件                                                                              |
|------------------------------------|----------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教ス 第12号<br>秋田市立体育館電気・機械設備等保守管理業務委託 | 秋田市八橋本町<br>六丁目12番20号 | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 | 1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者<br>2 電気工事士法に定める第 1 種電気工事士および労働安全衛生法に基づく 2 級ボイラー技士と同程度以上の資格者を有する者 |

## (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 租税に滞納がないこと。  
 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。  
 ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。  
 エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 3 月21日(金) 午前11時

入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階  
 秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年 3 月27日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 3 月 7 日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
 ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))  
 イ 業務内容調書(様式2(省略))  
 (ア) 商号(名称)および代表者氏名  
 法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。  
 (イ) 従業員数  
 提出日現在における従業員数を区分別に記入する。(秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。)  
 (ウ) 有資格者  
 指定した資格ごとの人数を記入する。(有資格証明書の写しを添付すること。)  
 ウ 営業経歴書  
 営業実績および秋田市内における常時契約を締結する本社、支社、営業所等の所在状況についての記載を含んだ最新の書類  
 エ 業務受注状況調  
 提出期日現在までの業務受注状況(業務請負契約書の写しおよび年間維持管理実績がわかるものを添付すること。)  
 オ 納税証明書  
 (ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」

の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は、個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの  
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

カ 登記簿謄本(個人事業主は、住民票)

## (2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月27日(木)から平成20年 3 月 7 日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市役所ホームページから入手のこと。

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。  
 (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。  
 (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 3 月 17日(月)までに行なう。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成20年 2 月27日(木)から平成20年 3 月 7 日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当  
 住 所 秋田市山王二丁目 1 番53号  
 山王21ビル 4 階

## 6 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
 (2) 提出された申請書等は、返却しない。  
 (3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当  
 電話 018-866-2247

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

| 委 託 名         | 委託場所      | 委 託 期 間        | 入 札 参 加 要 件               |
|---------------|-----------|----------------|---------------------------|
| 教 数 第13号      | 秋田市八橋本町   | 平成20年 4 月 1 日～ | 1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者   |
| 秋田市立体育館消防用設備保 | 六丁目12番20号 | 平成21年 3 月31日   | 2 秋田県消防設備保守協会の表示登録会員であること |



守点検業務委託

3 当該施設の消防設備点検に必要な各種資格を有する  
消防設備士等が社員として在籍していること

## (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 租税に滞納がないこと。  
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。  
ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。  
エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 3 月21日(金) 午前11時15分  
入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年 3 月27日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 3 月7日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))  
イ 業務内容調書(様式2(省略))  
ウ 商号(名称)および代表者氏名  
法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。  
エ 従業員数  
提出日現在における従業員数を区分別に記入する。(秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。)  
オ 有資格者  
指定した資格ごとの人数を記入する。(有資格証明書の写しを添付すること。)  
カ 営業経歴書  
営業実績および秋田市内における常時契約を締結する本社、支社、営業所等の所在状況についての記載を含んだ最新の書類  
キ 業務受注状況調  
提出期日現在までの業務受注状況(業務請負契約書の写しおよび年間維持管理実績がわかるものを添付すること。)  
ク 納税証明書  
ケ 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)  
コ 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は、個人市民税)

## (ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの  
※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

## カ 登記簿謄本(個人事業主は、住民票)

## (2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成20年 2 月27日(木)から平成20年 3 月7日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当  
ウ 申請用紙 秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市役所ホームページから入手のこと。

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。  
(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。  
(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 3 月17日(月)までに行なう。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成20年 2 月27日(木)から平成20年 3 月7日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。  
(2) 閲覧場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当  
住 所 秋田市山王二丁目1番53号  
山王21ビル4階

## 6 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
(2) 提出された申請書等は、返却しない。  
(3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当  
電話 018-866-2247

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

| 委 託 名                     | 委託場所                 | 委 託 期 間                        | 入 札 参 加 要 件                                                                  |
|---------------------------|----------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 教ス 第14号<br>体育施設塵芥収集運搬業務委託 | 秋田市八橋本町<br>六丁目12-20外 | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 | 1 秋田市環境部の一般廃棄物収集運搬許可業者であること。<br>2 塵芥収集車（特殊車）を2台以上保有し、運転手および作業員を4名以上雇用していること。 |

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 租税に滞納がないこと。  
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。  
ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

## 2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年 3 月21日(金) 午前11時30分  
入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」  
入札保証金 免除  
契 約 日 平成20年 3 月27日(木)  
注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 3 月 7 日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））  
イ 業務内容調書（様式2（省略））  
（ア）商号（名称）および代表者氏名  
法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。  
（イ）従業員数  
提出日現在における従業員数を区別に記入する。（秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。）  
ウ 営業経歴書  
営業実績および秋田市内における常時契約を締結する本社、支社、営業所等の所在状況についての記載を含んだ最新の書類  
エ 業務受注状況調  
提出期日現在までの業務受注状況（業務請負契約書の写しおよび年間実績がわかるものを添付すること。）  
オ 納税証明書  
（ア）消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの  
※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

カ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）

## (2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成20年 2 月27日(木)から平成20年 3 月 7 日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当  
ウ 申請用紙 秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市役所ホームページから入手のこと。

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。  
(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。  
(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 3 月 17日(用)までに行なう。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成20年 2 月27日(木)から平成20年 3 月 7 日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。  
(2) 閲覧場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当  
住 所 秋田市山王二丁目1番53号  
山王21ビル4階

## 6 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
(2) 提出された申請書等は、返却しない。  
(3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当  
電話 018-866-2247

## 秋田市公告

国土交通省東北地方整備局より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書

の送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年 2 月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画事業の種類および名称  
秋田都市計画道路事業 3・4・14号 川尻広面線
- 2 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

#### 秋田市公告

国土交通省東北地方整備局より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年 2 月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画事業の種類および名称  
秋田都市計画道路事業 3・4・11号 新屋土崎線
- 2 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

#### 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成20年 2 月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 届出事項の概要
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所  
ア 氏 名 株式会社デンコードー  
代表取締役 井 上 元 延  
イ 住 所 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号
  - (2) 大規模小売店舗の名称および所在地  
ア 名 称 ケーズデンキ秋田中央本店  
イ 所在地 秋田県秋田市八橋南一丁目52番15号 外
  - (3) 変更した事項  
ア 大規模小売店舗の名称  
ア 変更前 M A X デンコードー秋田店  
イ 変更後 ケーズデンキ秋田中央本店
  - (4) 変更年月日  
平成19年11月1日
  - (5) 変更する理由  
店舗名称の変更による
- 2 届出年月日 平成20年 2 月26日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
  - (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
  - (2) 縦覧期間 平成20年 2 月28日～平成20年 6 月30日
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

#### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
  - (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。  
委 託 名 土崎図書館機械設備保守管理業務委託  
委託場所 秋田市土崎港中央六丁目16番30号  
秋田市立土崎図書館  
委託期間 平成20年 4 月1日から平成21年 3 月31日まで  
入札参加要件 ①秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。  
②過去 5 年の間に同規模の機械設備保守管理業務の実績があること。  
③租税に滞納がないこと。
  - (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件  
ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。  
イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項  
入札の日時 平成20年 3 月24日(月) 午前10時  
入札の場所 秋田市土崎港中央六丁目16番30号  
秋田市立土崎図書館 2階 研修室  
入札保証金 免除  
契 約 日 平成20年 3 月27日(木)  
注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 3 入札参加申し込みに関する事項
  - (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 3 月7日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））  
イ 機械設備保守管理業務経歴書（様式2（省略））  
・契約書の写しを添付  
ウ 納税証明書  
・消費税（税務署で、『未納税額のない証明用（その3）』の発行を受けること。）  
・秋田市に納めた法人市民税  
・秋田市に納めた固定資産税（平成19年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構です。

エ 登記簿謄本

(2) 申込書の提出

申込書等の提出は持参によるものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月28日(木)から平成20年 3 月 7 日(金)までの毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

イ 受付場所 秋田市土崎港中央六丁目16番30号  
 秋田市立土崎図書館

ウ 申請用紙 秋田市立土崎図書館、又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 3 月18日(木)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成20年 2 月28日(木)から平成20年 3 月 7 日(金)までの毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市立土崎図書館  
 住所 秋田市土崎港中央六丁目16番30号

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市立土崎図書館  
 電話 018-845-0572

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記の通りである。

委 託 名 新屋図書館機械設備保守管理業務委託  
 委託場所 秋田市新屋大川町12番26号  
 秋田市立新屋図書館

委託期間 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

入札参加要件 ①秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。

②過去 5 年の間に同規模の機械設備保守管理業務の実績があること。

③租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 3 月24日(月) 午前10時

入札の場所 秋田市新屋大川町12番26号  
 秋田市立新屋図書館 研修室

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年 3 月27日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 3 月 5 日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））

イ 機械設備保守管理業務経歴書（様式 2（省略））

・契約書の写しを添付

ウ 納税証明書

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税

・秋田市に納めた固定資産税（平成19年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構。

エ 登記簿謄本

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は持参によるものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月28日(木)から平成20年 3 月 5 日(木)までの毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

イ 受付場所 秋田市新屋大川町12番26号  
 秋田市立新屋図書館

ウ 申請用紙 秋田市立新屋図書館、又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 3 月



19日(水)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成20年 2 月28日(水)から平成20年 3 月 5 日(木)までの毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市立新屋図書館  
住 所 秋田市新屋大川町12番26号

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市立新屋図書館

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

| 番 号  | 物 件 名                   | 納品場所             | 納入期限            | 入 札 参 加 要 件 |
|------|-------------------------|------------------|-----------------|-------------|
| 第20号 | 新品メーター購入<br>(13mm～20mm) | 秋田市上下水道局<br>資材倉庫 | 平成20年 3 月28日(金) | 3 に記載       |

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年 2 月19日(木) 午後 1 時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14－ 8  
秋田市上下水道局 3 階 入札室
- 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。
- 契 約 日 平成20年 2 月21日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社又は支店・営業所等を有する者であること。
- (2) 過去に地方自治体に対し、水道メーターの納入実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 2 月13日(木)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければなら

電話 018－828－4215

## 上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 の規定により公告する。

平成20年 2 月 1 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

ない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方

- (ア) 入札参加申込書（様式 1 （省略））
- (イ) 実績調書（様式 2 （省略））

イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方

- (ア) 入札参加申込書（様式 1 （省略））
- (イ) 実績調書（様式 2 （省略））
- (ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として 3 カ月以内に発行されたものに限る。）
- (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月 1 日(金)から平成20年 2 月13日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年 2 月 1 日(金)から平成20年 2 月18日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

平成20年 2 月15日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

## 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

| 番号   | 委託業務名                        | 履行場所                          | 履行期間                          | 入 札 参 加 要 件                                                                                                                |
|------|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第14号 | 秋田市河辺・雄和地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託 | 秋田市河辺戸島字本町41- 3 他69箇所         | 平成20年 4 月 1 日<br>平成21年 3 月31日 | 次の①と②の要件をすべて満たしていること。<br><br>①機械器具設置工事A級<br>②本業務の従事者は次の資格を有すること。<br>・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者<br>・第二種電気工事士<br><br>(基本的要件については別に記載) |
| 第15号 | 秋田市中心地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託    | 秋田市手形新栄町地内他47箇所               | 平成20年 4 月 1 日<br>平成21年 3 月31日 |                                                                                                                            |
| 第16号 | 秋田市南部地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託    | 秋田市茨島二丁目1番地内他61箇所             | 平成20年 4 月 1 日<br>平成21年 3 月31日 |                                                                                                                            |
| 第17号 | 秋田市北部地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託    | 秋田市金足小泉上前1地内他47箇所             | 平成20年 4 月 1 日<br>平成21年 3 月31日 |                                                                                                                            |
| 第18号 | 秋田市仁別・下浜地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託 | 秋田市仁別字小水沢地内他 9 箇所             | 平成20年 4 月 1 日<br>平成21年 3 月31日 |                                                                                                                            |
| 第19号 | 秋田市山王雨水排水ポンプ場保守点検業務委託        | 秋田市八橋南一丁目8- 1 (秋田市山王雨水排水ポンプ場) | 平成20年 4 月 1 日<br>平成21年 3 月31日 |                                                                                                                            |
| 第20号 | ポンプ場保守点検業務委託                 | 金照寺山ポンプ場他33箇所                 | 平成20年 4 月 1 日<br>平成21年 3 月31日 |                                                                                                                            |

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 3 月 4 日(火) 午前11時10分

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階  
会議室

入札保証金 免 除

契 約 日 平成20年 3 月 7 日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成20年 2 月27日(水)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1 (省略))

イ 配置予定従事者の資格者証の写し

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月15日(金)から平成20年 2 月27日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等

秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

## 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない

場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 2 月29 日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年 2 月15日(金)から平成20年 3 月 3 日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。  
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 の規定により公告する。

平成20年 2 月15日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

| 番号    | 委託業務名                                      | 履行場所                       | 履行期間                              | 入 札 参 加 要 件                        |
|-------|--------------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 第 1 号 | 秋田市豊岩豊巻・小山・石田坂農業集落排水処理施設維持管理業務委託           | 秋田市豊岩地内                    | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | 3 に記載<br>※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。 |
| 第 2 号 | 秋田市外旭川笹岡農業集落排水処理施設維持管理業務委託                 | 秋田市外旭川笹岡地内                 | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | 3 に記載                              |
| 第 3 号 | 秋田市下北手寒川・下北手中央農業集落排水処理施設維持管理業務委託           | 秋田市下北手地内                   | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | 3 に記載<br>※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。 |
| 第 4 号 | 秋田市下新城北部・南部農業集落排水処理施設維持管理業務委託              | 秋田市下新城地内                   | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | 3 に記載<br>※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。 |
| 第 5 号 | 秋田市上新城農業集落排水処理施設維持管理業務委託                   | 秋田市上新城地内                   | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | 3 に記載<br>※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。 |
| 第 6 号 | 秋田市上北手東部農業集落排水処理施設維持管理業務委託                 | 秋田市上北手猿田地内                 | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | 3 に記載                              |
| 第 7 号 | 秋田市河辺岩見三内中央・飛沢・砂子淵・三内・岩見農業集落排水処理施設維持管理業務委託 | 秋田市河辺岩見三内中央・飛沢・砂子淵・三内・岩見地内 | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | 3 に記載<br>※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。 |
| 第 8 号 | 秋田市河辺赤平・下三内農業集落排水処理施設維持管理業務委託              | 秋田市河辺赤平・下三内地内              | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | 3 に記載<br>※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。 |
| 第 9 号 | 秋田市雄和新波・萱ヶ沢農業集落排水処理施設維持管理業務委託              | 秋田市雄和新波・萱ヶ沢地区地内            | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | 3 に記載<br>※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。 |
| 第10号  | 秋田市雄和向野農業集落排水処理施設維持管理業務委託                  | 秋田市雄和向野地内                  | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | 3 に記載<br>※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。 |
| 第11号  | 秋田市雄和戸賀沢農業集落排水処理施設維持管理業務委託                 | 秋田市雄和戸賀沢地内                 | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | 3 に記載<br>※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。 |
| 第12号  | 秋田市雄和種平農業集落排水処理施設維持管理業務委託                  | 秋田市雄和種平地内                  | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | 3 に記載<br>※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。 |

|      |                   |                   |                                   |                                   |
|------|-------------------|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 第13号 | 地域下水道処理施設保守点検業務委託 | 秋田市大平台・桜ヶ丘・雄和妙法地内 | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | 3に記載<br>※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。 |
|------|-------------------|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 3 月 4 日(火) 午前10時  
 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
 秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階  
 会議室  
 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成20年 3 月 7 日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。  
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

## 3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 秋田市浄化槽保守点検業者に登録があること。
- (2) 過去 2 年間に地方自治体もしくは、民間企業に対し、農業集落排水処理施設維持管理業務もしくは、合併浄化槽維持管理業務の実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- (6) 入札参加要件欄に※印がある委託業務は浄化槽技術管理者の資格者を有する業者でなければならない。

## 4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 2 月27日(水)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。  
 ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方  
 (ア) 入札参加申込書(様式 1 (省略))  
 (イ) 契約実績調書(様式 2 (省略))  
 (ウ) 技術者経歴書(様式 3 (省略))  
 (エ) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条第 1 項に規定する秋田市長の登録証明書の写し  
 イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方  
 (ア) 入札参加申込書(様式 1 (省略))

- (イ) 契約実績調書(様式 2 (省略))
- (ウ) 技術者経歴書(様式 3 (省略))
- (エ) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条第 1 項に規定する秋田市長の登録証明書の写し
- (オ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込を提出する日を基準として 3 ケ月以内に発行されたものに限る。)個人にあっては営業の事実を証する書類
- (カ) 直近の事業年度の法人市民税(個人営業の方は個人市民税)、事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

## (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月15日(金)から平成20年 2 月27日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年 2 月15日(金)から平成20年 3 月 3 日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市上下水道局総務課管財係  
 電話 018-823-8434

## 秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年秋田市条例第19号)第 5 条の規定に基づき、平成19年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成20年 2 月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次  
 賦課対象区域

飯島字堀川、飯島鼠田四丁目、飯島字薬師田、旭川清澄町、牛島東四丁目、榎山金照町、手形字十七流、広面字蓮沼、広面字堤敷、広面字土手下、仁井田二ツ屋二丁目、浜田字滝ノ浦、浜田字滝ノ下および手形字山崎の各一部(別添図面に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地)



## 秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の

規定により公告する。

平成20年 2 月22日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

## 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

| 番号          | 委託業務名                             | 履行場所                                 | 履 行 期 間                           | 入 札 参 加 要 件                                                                                                                                                                                 |
|-------------|-----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 単価<br>第 5 号 | 八橋下水道終末<br>処理場<br>脱水ケーキ運搬<br>業務委託 | 八橋下水道終末処理<br>場（秋田市八橋本町<br>六丁目12番15号） | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | 次の①～②の要件を満たしていること。<br>①廃棄物処理法第14条第1項に規定する収集運搬業の<br>秋田市についての許可業者<br>②最大積載量 8 t 以上10 t 以下のダンプトラック（全<br>長9.3m、全幅2.6m、全高3.4m以下）を 2 台以上を<br>配備できること。また、荷台を密閉式（機械式）と<br>すること。<br>（基本的要件については別に記載） |
| 単価<br>第 6 号 | 八橋下水道終末<br>処理場<br>沈砂・し渣運搬<br>業務委託 | 八橋下水道終末処理<br>場（秋田市八橋本町<br>六丁目12番15号） | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | 次の①～②の要件を満たしていること。<br>①廃棄物処理法第7条第1項に規定する収集運搬業の<br>秋田市についての許可業者<br>②アームロール車（荷台を高さ1.9m以下の 6 m <sup>3</sup> ～ 8<br>m <sup>3</sup> コンテナとする。）を有していること。<br>（基本的要件については別に記載）                       |

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 3 月11日(火) 午前11時

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階  
会議室

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100  
分の 5 以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成20年 3 月14日(金)

入 札 金 額 入札書には、1 t 当たりの単価を記載すること。

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程  
および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す  
ること。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載され  
た金額に当該金額の100分の 5 に相当する額  
を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数  
があるときは、その端数金額を切り捨てた額）  
を落札価格とするので、消費税および地方消  
費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ  
ず、見積もった契約希望金額の105分の100に  
相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入  
札を 1 回に限り行う。  
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人  
以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決  
定する。

## 3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 過去 2 年間に地方自治体もしくは、民間企業に対し一般廃  
棄物もしくは、産業廃棄物の搬出の実績があること。
- (2) 租税に滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であ  
ること。

(4) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこ  
と。

## 4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 3 月 5 日(水)までに、  
次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査  
のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。  
また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入  
札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方

(ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））

(イ) 契約実績調書（様式 2（省略））

(ウ) 廃棄物処理法第14条第1項に規定もしくは、第7条第  
1 項に規定する収集運搬業の許可証の写し

イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方

(ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））

(イ) 契約実績調書（様式 2（省略））

(ウ) 廃棄物処理法第14条第1項に規定もしくは、第7条第  
1 項に規定する収集運搬業の許可証の写し

(エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込を提出する日を  
基準として 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）個人  
にあっては営業の事実を証する書類

(オ) 直近の事業年度の法人市民税（個人営業の方は個人市  
民税）、事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座  
振替済通知書の写しでも可）

## (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは  
受け付けない。

## (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月22日(金)から平成20年 3 月 5 日(水)  
までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から  
午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係  
 ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
 上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

##### 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年 2 月22日(金)から平成20年 3 月10日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

##### 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市上下水道局総務課管財係  
 電話 018-823-8434

##### 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月22日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

##### 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

| 番号   | 委託業務名                          | 履 行 場 所                            | 履 行 期 間                       | 入 札 参 加 要 件                                                                                                               |
|------|--------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第33号 | 秋田市上下水道局庁舎<br>内外清掃業務委託         | 秋田市上下水道局（川尻<br>みよし町14-8）           | 平成20年 4 月 1 日<br>平成21年 3 月31日 | ・秋田市財政部契約課庁舎清掃業者等登録名簿の「1. 建築物清掃業」か「8. 建築物環境衛生総合（一般）管理業」のいずれかの登録業種を有する者であること。<br>（基本的要件については別に記載）                          |
| 第34号 | 秋田市川口汚水中継ポンプ場清掃業務委託            | 秋田市上下水道局川口汚<br>水中継ポンプ場             | 平成20年 4 月 1 日<br>平成21年 3 月31日 |                                                                                                                           |
| 第35号 | 浄水場清掃業務委託                      | 秋田市上下水道局仁井田・<br>豊岩浄水場              | 平成20年 4 月 1 日<br>平成21年 3 月31日 |                                                                                                                           |
| 第36号 | 八橋下水道終末処理場<br>内外清掃業務委託         | 秋田市上下水道局八橋下<br>水道終末処理場             | 平成20年 4 月 1 日<br>平成21年 3 月31日 |                                                                                                                           |
| 第37号 | 秋田市上下水道局庁舎<br>等一般廃棄物運搬業務<br>委託 | 秋田市上下水道局（川尻<br>みよし町14-8）ほか 3<br>箇所 | 平成20年 4 月 1 日<br>平成21年 3 月31日 | ・秋田市に本社、支店又は営業所を有する者<br>又は秋田市に個人で事業所を有する者であり、一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者であること。<br>（基本的要件については別に記載）                                  |
| 第38号 | 川尻庁舎ビル管理業務<br>委託               | 秋田市上下水道局（川尻<br>みよし町14-8）           | 平成20年 4 月 1 日<br>平成21年 3 月31日 | ・秋田市財政部契約課庁舎清掃業者等登録名簿の「5. 建築物飲料水貯水槽清掃業」、「7. 建築物ねずみ昆虫等防除業」および「8. 建築物環境衛生総合（一般）管理業」の登録業種のすべてに登録されていること。<br>（基本的要件については別に記載） |

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市内に主たる事業所又は住所を有していること。
- イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

##### 2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年 3 月11日(火) 午前10時20分  
 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
 秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階  
 会議室  
 入札保証金 免 除  
 契 約 日 平成20年 3 月14日(金)  
 注 意 事 項 (1) 原則として予定価格の10分の 5 から10分の 8 の範囲内で最低制限価格を設定します。  
 なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を

落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

- (2) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 開札の結果、落札者がいないときは再度の

入札を 1 回に限り行う。

- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

### 3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年 3 月 5 日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式 1（省略）））を提出すること。

#### (2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

#### (3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月22日(金)から平成20年 3 月 5 日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

### 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 3 月 7 日(金)に通知する。

### 5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年 2 月22日(金)から平成20年 3 月10日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

### 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

### 秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 の規定により公告する。

平成20年 2 月22日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

### 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

| 委託番号 | 委 託 名               | 履行場所               | 履行期限                           | 入 札 参 加 要 件                                                                                                                                                                                                          |
|------|---------------------|--------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第39号 | 川尻庁舎ボイラー<br>運転等業務委託 | 秋田市川尻みよし町<br>14- 8 | 平成20年 4 月 1 日～<br>平成21年 3 月31日 | 次の 1～3 の要件をみたしていること。<br>1 秋田市に本社を有していること。<br>2 次の資格者が、代表者又は社員として在籍し、業務に配置できること。<br>①二級以上のボイラー技士（2 名以上）<br>②ボイラー整備士<br>③甲種又は乙種（第 4 類）危険物取扱者<br>3 過去 5 年以内に秋田市内の二級以上の資格を有するボイラーの運転および整備の実績があること。<br>（基本的要件については 3 に記載） |

### 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 3 月11日(火) 午前11時20分

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場  
1 階 会議室

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の 100分の 5 以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成20年 3 月14日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。

- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

### 3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。  
(2) 施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。  
(3) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

## 4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年 3 月 5 日(木)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

## ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方

- (ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））  
 (イ) 実績調書（様式 2（省略））  
 (ウ) 入札参加要件 2 の①から③の免状の写し（配置予定資格者）

## イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方

- (ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））  
 (イ) 実績調書（様式 2（省略））  
 (ウ) 入札参加要件 2 の①から③の免状の写し（配置予定資格者）  
 (エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として 3 カ月以内に発行されたものに限る。）  
 (オ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

## (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

## ア 受付期間 平成20年 2 月22日(金)から平成20年 3 月 5 日(木)

までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年 2 月22日(金)から平成20年 3 月10日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。  
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 2 月22日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

## 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、下記のとおりである。

| 番号   | 委託業務名        | 修繕場所  | 履行期間                              | 入 札 参 加 要 件                     |
|------|--------------|-------|-----------------------------------|---------------------------------|
| 第21号 | 仕切弁きょう整備修繕委託 | 秋田市一円 | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | ・水道施設工事 A 級<br>（基本的要件については別に記載） |

## (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「水道施設工事 A 級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から水道施設工事の A 級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 3 月11日(木) 午前10時

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階  
会議室

入札保証金 免 除

契 約 日 平成20年 3 月14日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額

を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とし、落札比率（落札価格を設計額で除した値）により、請負比率を決定する。（仕切弁きょう整備工事は、1 工事各々設計に相違があるため工事代金は、完成 1 件ごとに工事設計額に請負比率を乗じて算出し消費税等相当額を加えた額を精算額とする。）消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年 3 月 5 日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。



## (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 2 月22日(金)から平成20年 3 月 5 日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 3 月 7

日(金)に通知する。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年 2 月22日(金)から平成20年 3 月10日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 の規定により公告する。

平成20年 2 月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

## 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

| 委託番号・委託名                            | 履行場所                               | 履行期限                              | 入 札 参 加 要 件 |
|-------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|-------------|
| 第44号<br>川尻庁舎消防設備保守点検業務委託            | 秋田市上下水道局<br>(川尻みよし町14- 8 )         | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで | 3 に記載       |
| 第45号<br>浄、配水場消防設備保守点検業務委託           | 仁井田浄水場（仁井田字新中島<br>221番地の 2 ）他 4 箇所 | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで |             |
| 第46号<br>八橋下水道終末処理場消防設備等保守点検<br>業務委託 | 八橋下水道終末処理場（八橋本<br>町六丁目12番15号）      | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで |             |
| 第47号<br>秋田市汚水中継ポンプ場消防設備保守点検<br>業務委託 | 川口ポンプ場（楢山登町12番43<br>号）他 5 箇所       | 平成20年 4 月 1 日から<br>平成21年 3 月31日まで |             |

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 3 月18日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階  
会議室

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成20年 3 月21日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に

相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。

- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

## 3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。

- (2) 秋田県内において消防法施行規則に基づく消防用設備等の保守点検の実績があること。

- (3) 当該業務において、点検可能な次の資格者を配置できること。

・消防設備士又は消防設備点検資格者

- (4) 消防用設備等点検済表示登録会員であること。

- (5) 租税に滞納がないこと。

- (6) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (7) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこ

と。

## 4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 3 月12日(水)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

## ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方

- (ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））  
(イ) 実績調書（様式 2（省略））および契約書等の写し  
(ウ) 配置予定資格者の免状の写し

## イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方

- (ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））  
(イ) 実績調書（様式 2（省略））および契約書等の写し  
(ウ) 配置予定資格者の免状の写し  
(エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として 3 カ月以内に発行されたものに限る。）  
(オ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

## (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成20年 2 月29日(金)から平成20年 3 月12日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から

午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年 2 月29日(金)から平成20年 3 月17日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。  
(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係  
(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
(2) 提出された申込書等は、返却しない。  
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 の規定により公告する。

平成20年 2 月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

## 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

| 番号   | 委託業務名                               | 履行場所                                  | 履行期間                          | 入 札 参 加 要 件                                                                                                                               |
|------|-------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第40号 | 八橋下水道終末処理場ほか羽川・金足・仁別浄化センター水質等分析業務委託 | 八橋下水道終末処理場・羽川浄化センター・金足浄化センター・仁別浄化センター | 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで | 次の①～②の要件を満たしていること。<br>①計量証明事業者の登録（事業区分 濃度）をしており、秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。<br>②過去 5 年間に秋田県内の下水道処理施設等において水質分析の業務実績があること。<br>（基本的要件については別に記載） |
| 第41号 | 水質分析委託（農薬類検査業務）                     | 仁井田・豊岩・松渕浄水場                          | 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで | 次の①～②の要件を満たしていること。<br>①厚生労働省の「水質検査機関」に登録があり、検査を行う事業所の所在地が秋田市内にあること。<br>②過去 5 年間に秋田県内で水道法第20条にかかわる水質検査の実績があること<br>（基本的要件については別に記載）         |
| 第42号 | 水質分析委託（ダイオキシン類・水質基準項目等検査業務）         | 仁井田・豊岩・雄和・仁別浄水場、市内各給水栓                | 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで |                                                                                                                                           |
| 第43号 | 水質分析委託（雄和・河辺地域水質基準項目等検査業務）          | 河辺・雄和地域浄水場、給水栓                        | 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで |                                                                                                                                           |

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 3 月18日(火) 午前10時30分

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階  
会議室

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成20年 3 月21日(金)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数

があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

### 3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

### 4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年3月12日(水)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

#### ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方

- (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
- (イ) 契約実績調書(様式2(省略))
- (ウ) 計量証明事業の登録簿の謄本の写し

#### イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方

- (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
- (イ) 契約実績調書(様式2(省略))
- (ウ) 計量証明事業の登録簿の謄本の写し
- (エ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込を提出する日を基準として3ヶ月以内に発行されたものに限る。)
- (オ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

### (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

### (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年2月29日(金)から平成20年3月12日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

### 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年2月29日(金)から平成20年3月17日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

### 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

